

平成19年度 第1回 生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成19年10月15日(月) 市役所 401・402会議室	
出席委員	委員長 委員長代理 委員 事務局	森 裕之 豊永泰雄 杉山正樹 安井企画財政部長・堀内総務課長・高貝総務課主幹・吉川 総務課課長補佐・上村工事検査係長・楯田入札係長 岩井主査(入札係)・鳥頭尾(入札係)
審議対象期間	初回委員会のため、審議案件なし	
抽出案件	総件数 0件	(備考)
一般競争入札	0件	
指名競争入札	0件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申又は勧告の内容		

質 問	回 答
1 委員長の選任	委員の互選により、森委員が委員長に選任されました。
2 委員長代理の選任	要綱第4条第5項の規定により、森委員長から豊永委員が指名されました。
3 設置要綱及び運営要領について	設置要綱及び運営要領の説明を行いました。
4 委員会運営について	委員会開催時期、審議対象期間、審議内容の説明を行いました。
4-① 抽出案件の指名方針が不明確であるとか、随意契約のやり方が不適切ではないかという議論になった時の対応は？	抽出案件について意見をいただいた場合は、内部の検討委員会において諮り、以後の契約方式等に反映されていくということになります。
4-② 抽出件数は5件以内だが、1件でも多い方がよいのでは？	当面は5件で運用していきたいと考えております。
5 生駒市の入札制度の現状について	平成18年度に「入札執行等調査委員会」及び「行政改革推進委員会 入札制度改革検討部会」の提言を受け実施してきた入札制度改革と、その効果として平均落札率が81.4%（9月末日現在）である旨、説明を行いました。
5-① 入札差益はどれくらいか？ （費用削減効果）	入札制度改革を実施してから考えますと、本年9月末日現在で、約4億円となっています。
5-② 検査担当課の職員数の拡大及び検査活動の強化となっているが、検査体制は何名増になっているのか。一人当たりどれぐらいの検査を受け持つのか？	3名から1名を増員し、4名でさせていただいております。百数十件の工事を検査しておりますが、1名で検査するのではなく、最低でも2名で検査しております。
5-③ 総合評価落札方式を拡大していく方策はとれないのか？	総合評価落札方式の実施につきましては、法律で定められている手続きに時間がかかり過ぎるという課題がございます。今年度においては、試行的に1件実施させていただいて、期間や様々な内容を見定め、検討していきたいと考えています。
5-④ 現在の落札率の市内業者の反響または、財務状況に与える影響は？	最低制限価格付近の受注では非常に厳しく、市内業者は経営面でかなり厳しい状況であると聞いています。
5-⑤ 建設業協会を通じたコスト調査等の実施、または提言のようなものはあるのか。奈良県や近隣市で建設業協会にそういう調査をしたという事例はないか？	コスト調査はしておりません。他の自治体でそのような調査が行われたということは聞き及んでおりません。
5-⑥ 現在の請負金額がコスト面や適正施工という観点から、業者にとっても適正なのか見定める必要がある。平均落札率から考えるとかなり厳しいのではないか？ダンピング受注に近い現象が起こっているのではないか？	多くの入札において、最低制限価格付近で、入札金額が集中する現象がおきております。

質 問	回 答
<p>5-⑦ ダumping受注によって、倒産する業者が出てくることも想定できるので、適正利益が出る採算ラインはどこなのか、合理的な基準を設けないといけない。今の落札状況を踏まえ、基準になる採算ラインについて調査してもらいたい。今までの指名競争入札に戻ることはあり得ないので、一般競争入札の中で、適正な価格を確保できるよう、基準となる根拠を調べてもらいたい。</p>	<p>ご意見いただいたことを踏まえまして、次回1月に向けて各種の調査をしていきたいと思えます。</p>
<p>6 案件抽出委員（当番委員）の指名について</p>	<p>運営要領第3条第1項第1号の規定に基づき、杉山委員に決定しました。</p>
<p>7 その他</p>	
<p>事務局からの委員に対する質問</p>	
<p>苦情処理要領第15条、苦情及び再苦情の申し立ては、入札及び契約手続きの執行を妨げないとありますが、法的に問題がないかを伺いたい。</p>	<p>悪質な競売入札妨害事案等、違法なことが明白であるのに執行を止めないということであれば問題はあるが、そういう運用でなければ問題はないと思われる。</p>
<p>8 次回開催について</p>	<p>第2回入札監視委員会は、平成20年1月21日（月）の午前10時から開催することになりました。</p>

平成19年度 第2回 生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成20年1月21日(月) コミュニティセンター 201・202会議室		
出席委員等	委員長 森 裕之 委員長代理 豊永泰雄 委員 杉山正樹 事務局 堀内総務課長・高貝総務課主幹・吉川総務課課長補佐・下牧主査(工事検査室)・鍬田入札係長・岩井主査(入札係)・烏頭尾(入札係) 抽出案件説明担当課 公園緑地課 小谷課長補佐 吉田主査(庶務係) 土木課 大植課長 西岳道路維持係長 教育総務課 辻中課長補佐 松田主査(庶務係) 下水道課 寺西課長補佐 黒松工務係長 水道局工務課 北岡課長補佐 乾計画係長 石田工務係長		
審議対象期間	平成19年4月1日～平成19年11月30日		
抽出案件	総件数	5件	(備考) 期間内入札等 一般競争入札 60件 指名競争入札 64件 随意契約 48件
一般競争入札		1件	
指名競争入札		3件	
随意契約		1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答	
	別紙のとおり		
委員会による意見具申又は勧告の内容			

質 問	回 答
1 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について	平成19年4月1日から11月30日までに執行された各方式別の状況について報告しました。
2 抽出案件の参加資格設定理由及び指名・選定理由について	各抽出案件について、各担当課から概要説明を行い、一般競争入札及び指名競争入札における設定理由・選定理由を事務局から説明しました。また、随意契約分については、担当部局から随意契約理由について説明をしました。
2-1 (抽出案件の水道局発注の随意契約)において、下水道工事に伴う配水管移設工事を下水道工事の落札業者と随意契約しているが、下水道工事と水道工事を一括して発注できないのか？	公営企業会計の上水道工事と、一般会計の下水道工事を併せて入札執行することは、会計上の問題から実施しておりませんが、上水道が市民生活に密接に関係していることから、工事に支障のきたすことのないように努めるため、下水道工事を請け負う同一業者と随意契約しているのが現状です。しかしながら現在、組織の見直しも行われており、発注方法については検討してまいりたいと考えております。
2-2 一般競争入札の抽出案件で、同日に執行した同様の業務において、落札者が全て違う業者で、また、落札率が同様な率となっていることに不自然さを感じているが、この結果から競争性が働いていると考えているのか？	競争性が高まるよう、誰が参加しているか分からない一般競争入札で執行しておりますので、結果としてこのような結果になったとしか言えません。
3 指名停止措置の運用状況について	平成19年4月1日から11月30日までに指名停止措置を行った状況について報告しました。
3-1 従来(毎年)これぐらいの件数なのか？	本年度は大型の談合事案もあり多いようです。
3-2 工事発注に影響はないのか？	今年度の指名停止案件で工事発注に影響を与えるものはありませんが、今後、案件により影響が出る場合も考えられます。
3-3 生駒市での入札に関して指名停止をしたことはあるのか？	今年度ではありません。
3-4 会社が急に倒産して、他の自治体の公共工事が停滞したということを聞いたことがある。資格審査の時点で帳簿等を提出させチェックを行うなど、事前に会社の経営状況等を調査し、指名を回避するという事は出来ないのか？	常時、各社の経営状況を把握することは難しく、指名回避することは非常に困難です。
4 最低制限価格の見直しについて	第1回入札監視委員会で協議された、最低制限価格の見直しに関し、過去に提出された工事費内訳書に関する積算状況調査結果、技術職員に対するアンケート調査結果、先進自治体の状況調査結果、モデル工事に関するコスト調査及び建設業協会からの要望を報告しました。
4-1 落札率低下により、不良工事が懸念されているが、不良工事に対するペナルティーを課すべきではないか？	1月から抜き打ち点検を実施していく予定です。また、不良工事については、工事成績評価に反映することになり、それに伴うペナルティーは、今後検討していきたいと考えております。

質 問	回 答
<p>4-2 どの程度、落札率が低下すれば不良工事が増加するのか考えなければならない。安ければ不良工事になるということは論外である。行政改革推進委員会でも言っていたように、それらに対する措置を考えていかなければならない。</p>	<p>ご意見いただいたことを踏まえまして、次回開催に向けて各種の調査及び整理をしていきたいと思っております。</p>
<p>4-3 不良工事と最低制限価格の設定が低いということの因果関係も不明瞭である。実際、全国の一部では、その様な状況のもとでも実績を上げている業者もある。ゆえに安易に最低制限価格を上げていくのには慎重な議論が必要である。</p>	
<p>4-4 安価で落札しても適正な施工をするのは受注者の責務である。しかし、その担保を市は検討しなければならず、確かに70%台の最低制限価格では、業者も無理をしていると感じられる。最低制限価格の引き上げについては、業者からの強い要望もあるので、引き上げについて考慮すべきと考える。</p>	
<p>4-5 以上を踏まえ、最低制限価格については、適正な施工を確保できるためのラインを検討しなければならない。</p>	
<p>4-6 各種調査の整理と、低価格落札の具体的な原因調査をして欲しい。その結果を聞いたうえで、次回の会議は最低制限価格の見直しに絞って協議したい。</p>	
<p>5 案件抽出委員（当番委員）の指名について</p>	<p>運営要領第3条第1項第1号の規定に基づき、豊永委員に決定しました。</p>
<p>6 次回開催について</p>	<p>最低制限価格制度の見直しに関して、平成20年2月29日（金）の午前10時から委員会を開催することになりました。</p>

平成19年度 第3回 生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成20年2月29日(金) 生駒市役所 4階 401・402会議室	
出席委員等	<p>委員長 森 裕之 委員長代理 豊永泰雄 委員 杉山正樹 事務局 安井企画財政部長・高貝総務課主幹・吉川総務課課長補佐・上村工事検査係長・鍬田入札係長・岩井主査(入札係)・烏頭尾(入札係)</p> <p>ヒアリングを行うため出席を依頼した者 生駒建設業協会 吉川会長 橋本副会長 上野理事</p>	
審議対象期間		
抽出案件		
一般競争入札		
指名競争入札		
随意契約		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申又は勧告の内容	<p>土木工事系建設工事の最低制限基準価格算出における、現場管理費に乘じる率の引き上げを委員会の意見とする。</p> <p>現行：現場管理費×1/5 から現場管理費×3/5 へ変更する。</p>	

質 問	回 答
	<p>長野県建設業協会が過去に提出した「失格基準価格の引き上げ」の要望書について説明を行いました。</p> <p>第2回委員会で説明した、「生駒建設業協会」から提出のあった2案件について、再度精査した資料を添付し、説明を行いました。</p> <p>第2回委員会で指示のあった、生駒市における「不良不適格業者」への対応を説明しました。</p> <p>第2回委員会で報告した、「職員へのアンケート調査」について更に詳細な説明を行いました。</p> <p>市内建設業者に実施した入札制度に対するアンケート調査についての報告及び説明を行いました。</p>
<p>1 最低制限価格について</p>	
<p>変動型を導入してから「くじ」はなくなっているか？</p>	<p>ほぼなくなっております。</p>
<p>変動型を導入した理由は、各社の応札の状況によって妥当なラインがどのあたりにあるのか探るといふねらいがある。予定価格の高い案件になると、応札金額も高いという状況か？また、比較的に予定価格が低い案件では、最低制限基準価格付近での応札となり競争性が働いているのか？</p>	<p>確たるものはありませんので何とも言えませんが、請負金額の高い低いに関係なく、落札率が低下しているということから考えますと、競争性は高まっているかと思われます。</p>
<p>変動型そのものに問題があるという声はないように思うが？</p>	<p>業者さん向けのアンケートの中でも「よく考えられた制度だ」という声もありますが、落札できない業者さんからは、宝くじに当たるぐらい難しいという声も聞いております。</p> <p>最低制限価格近くで落札されているために、住民要望の対応や追加作業など、付加価値的な小さなことをしてもらえない状況になっています。</p>
<p>工事品質の低下防止は、仕様書で決まるのではないかと思う。仕様書の精度を上げていかないとダメではないか？また、住民要望の対応や追加工事などの付加価値的なことも、当初の仕様書で表されているとその様な状況は回避できるのでは？そうでないと、発注者側と受注者側の溝は一向に埋まらないと思う。</p>	<p>提示する我々の仕様書が整備されないと、現場の出来上がりもよくなりませんと考えています。いかにこちら側の意向を伝えるか（図面にするか）を係長級で組織する業務部会でも話し合いを行い検討をしています。ただし、工事によっては、実際に工事を行ってみないと分からない部分もあり、当初の図面からその部分を表すのは難しいところもあります。</p>

質 問	回 答
<p>ヒアリングを行うため、生駒建設業協会の吉川会長、橋本副会長、上野理事に出席していただきました。</p>	<p>ヒアリング終了</p>
<p>ヒアリングによると、85%ないと厳しい状況であるということであったり、あきらかに買い叩きという状況になっている。積算による入札金額ではなく、落札するための入札金額であるような感じを受けた。提出されている工事費内訳書での価格の妥当性の判断はできないか？</p>	<p>仕入額などは業者さん側の話になりますので、一概に妥当性を判断することは難しいかと思われます。</p>
<p>総合評価落札方式の導入についてはどのように考えているか？</p>	<p>今年度は1件実施いたしました。地方自治法施行令も改正され、学識経験者への意見聴取についての時間的な問題は改善されるかと思いますが、年間150件程度の入札を、従来どおりの期間に圧縮してできるかどうか等の問題もあります。</p>
<p>労力面で職員が増員されれば可能ということか？</p>	<p>そういうこともありますが、時間的な問題以外にも、工事毎の詳細な評価基準を作ることが必要になり、すぐに移行というのは困難です。</p>
<p>建設業の厳しい状況を改善するため最低制限基準価格については、80%～85%に引き上げるべきと思うが、他にも解決しなければならない問題があるのではないかと思う。</p>	
<p>この最低制限基準価格の引き上げについて、事務局の方からの提案はあるか？</p>	<p>はい。今までの報告から、最低制限基準価格算定における現場管理費に乗じる率を3/5にすることが妥当ではないかという結論に達しましたので、ご説明させていただきます。</p>
	<p>職員アンケート調査結果から得た回答に基づき説明を行いました。</p>
	<p>業者アンケート調査結果から得た回答に基づき説明を行いました。</p>
	<p>全国で、最低制限価格算定における現場管理費に乗じる率を、独自で変更している自治体の実例の説明を行いました。</p>
	<p>以上のことから、土木工事系が他の工事系と比べ、最低制限価格の予定価格に対する率が10%ほど低いこと、業者アンケートにおいて経営難を示している業者の大半が土木工事系の業者であること、職員アンケート調査結果においても、工事内容等の積算を鑑み80%～85%が妥当であるという意見が一致したこと、業者側から提出された積算を精査した結果、現場管理費の3/5が利益を出す最低ラインではないかという事務局の検討結果をもとに判断させていただきました。委員のご審議をお願い致します。</p>

質 問	回 答
<p>現行の枠組みの修正で、先進地の事例、職員アンケート結果、業者アンケート結果等を勘案し、入札監視委員会として、土木工事系建設工事の入札の最低制限基準価格算定における、現場管理費に乘じる率を3/5に引き上げることを当委員会の意見と致します。</p> <p>ヒアリングでもあったように、生駒市においても総合評価落札方式本格導入に向けて検討して欲しいと思う。</p> <p>先程、委員会として勧告した「最低制限基準価格算定における、現場管理費に乘じる率の引き上げはいつから実施するのか？」</p> <p>杉山委員が都合により、3月末をもって退任されることになりました。半年間ではありましたが、色々ご意見をいただき有難うございました。</p>	<p>国においては、自民党議員団が最低制限価格制度の見直しを指示したという背景もあります。また、本市で設定の基準としている中央公契連モデルが設定されてから20年経過したということもあり、見直す時期ではないかと思えます。</p> <p>本市も、総合評価落札方式の導入は検討していきたいと考えておりますし、工事成績評点についても20年度で活用できればと思っております。</p> <p>4月に、市内の「生駒市入札制度改善検討委員会」で入札監視委員会の意見として諮らせていただき、承認をいただきましたら、最終的に市長決裁を受け、20年度の工事から適用していきたいと思っております。</p> <p>有難うございました。</p>

平成20年度 第4回 生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成20年 7月24日(木) 生駒市役所 4階 401・402会議室		
出席委員等	<p>委員長 森 裕之 委員長代理 豊永 泰雄 委員 松山 治幸 事務局 中田企画財政部長・堀内契約検査課長・上村契約検査課長補佐・鎌田契約係長・塚主査(契約係)・堀口(契約係)・烏頭尾(契約係) 土木課 大植課長・紀之國(整備係) みどり推進課 西本公園管理係長・中山主査(公園管理係) 抽出案件説明担当課 病院建設課 稲葉課長・石田病院建設係長 教育総務課 辻中課長補佐 水道局浄水場 穴井場長・加藤課長補佐 管理課 山内課長</p>		
審議対象期間	平成19年12月 1日 ~ 平成20年 5月31日		
抽出案件	総件数 5件	(備考)	
一般競争入札	2件	期間内入札等件数	一般競争入札 55件
指名競争入札	1件		指名競争入札 37件
随意契約	2件		随意契約 17件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答	
	別紙のとおり		
委員会による意見具申又は勧告の内容			

質 問	回 答
1 報告案件(最低制限価格の見直し、合併入札の実施、平成20年度における入札制度改革について)について	前回の入札監視委員会での意見具申及び勧告に基づき、最低制限価格の見直しや合併入札の試行、電子入札の実施ほか本年度における入札制度改革について、報告しました。
2 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について	平成19年12月1日から平成20年5月31日までに執行された各方式別の状況について報告しました。
3 抽出案件の参加資格設定理由及び業者の指名・選定理由について	各抽出案件について、各担当課から工事(業務)概要を説明し、一般競争入札及び指名競争入札における参加資格設定理由及び指名・選定理由を事務局から説明しました。また、随意契約分については、担当課から工事(業務)の概要及び随意契約理由を説明しました。
3-1 抽出案件(生駒市公園街路樹維持管理業務ブロックA 他12件:一般競争入札:みどり推進課発注)について	第2回定例会議においても指摘いただき、入札結果の状況については憂慮していたが、前年度から4業者増加し、市外からの業者も1者参入していることから、競争性が前年度より高まっていると判断し、入札手法としては、前年度と同様に誰が参加しているか判らない一般競争入札で執行したものです。結果的には、落札率は下がったが、前年度と状況は変わらなかった。
本案件について、落札率が下がり、落札金額が最低制限価格に近い状態であるが、重複して落札している業者は1者もなく、以前からこのような状況であれば、受注調整が行われていると判断することも可能と思うが、このような状況について、改善する考えはあるのか。それとも入札の方法に問題があると考えているのか。	特に金額的に大きな開きはありませんでした。一番安価な業者が落札しているが、最低制限価格以下で応札し、失格となった業者はありませんでした。他の入札案件と同様に最低制限価格付近の落札となっているが、重複して落札している業者はありません。
各案件毎の落札業者とそれ以外の応札業者における応札価格の状況及び最低制限価格から約20万円から40万円程度高い落札金額となっていることについてはどのように考えているのか。	全件応札し1件も落札していない業者や1件のみ応札し、落札していない業者もあることから、応札の状況に法則性はないと思われる。
同内容の13の案件を2日間で入札執行しているにもかかわらず、落札者が重複していないことから、本案件の入札結果は、偶然といえないのではないのか。	その様な状況はありません。
各案件毎の落札業者が毎年同一となっているのか。	本案件は、一定時期に作業を実施することから、市域全域を13のブロックに分割発注しています。担当課として発注方法については、精査しており、発注方法を見直すことは、現状でもかなり困難である。また、市外業者を参入させる方法も考えられるが、現状でも新規落札業者に対する施工方法の打合せ等の対応に担当者が追われるなどの事務の負担増が懸念される。今回参加資格がありながら応札していない8業者については、平成19・20年度に新規登録された業者であり、500万円以上の業務については、過去の実績を求めていることから、応札できない状況である。委員から指摘されている点については、懸念しているが、現時点では解決策を見いだせない。今後新規業者の参入も考えられるため、状況をみたい。
本委員会としては、業者間での受注調整が行われている可能性があることを広く注意喚起するため、資料のうち本案件の落札状況表を公表するとともに、本案件を引き続き監視していくこととする。	

質 問	回 答
<p>3-2 抽出案件(生駒市新病院基本設計等業務:随意契約:病院建設課発注)について</p> <p>何故、随意契約をしたのか。</p> <p>設計業者はどのように選定したか。</p> <p>基本設計以外に実施設計が必要となるが、どうするのか。一般競争入札で行うのか。</p> <p>昨年の11月に運営主体を公募する段階で、基本設計の準備ができたのではないか。</p> <p>設計金額の予定価格は適正なものか。</p> <p>運営主体が決まってから基本設計委託業者を決定するには、提出期限も迫っており、時間的に競争入札を実施することが不可能ということは分かるが、新病院の運営主体の決定と基本設計の発注を別にすることはそもそも不可能な案件ではなかったのか。</p> <p>足湯事件で随意契約の見直しが叫ばれているときでもあり、時間的制約を理由にする随意契約は、極力避けるべきである。入札制度改革を進めているところでもあり、今後、実施設計及び工事請負契約においては十分検討し対処をすること。</p>	<p>議会(特別委員会)等の審議を経て、平成20年1月9日に運営主体が(医)徳洲会に正式決定された後、奈良県との事前協議の2月20日(当初)までに設計図面を提出しなければ、病床が確保できず、新病院が建設できなくなるため、緊急に設計を行う必要があったため。</p> <p>(医)徳洲会の意向を反映するため、設計も(医)徳洲会に委託する予定であったが、(医)徳洲会の定款上、設計請負ができないことから、(医)徳洲会における病院設計の実績がある(株)新都計画を推薦してもらい、契約金額の協議をおこなった。</p> <p>現時点では、白紙の状況である。</p> <p>運営主体が(医)徳洲会に決定したのが1月9日であり、そこまでは、運営主体の応募がない状況も想定されたため、事前の準備はできなかった。</p> <p>病床数を基にした建築費から、国交省の歩掛により積算した設計金額(=予定価格)であり適正と考える。</p> <p>不可能な案件とはいきれないが、運営主体の意向に対応できる業者が好ましい。ただし、時間があれば、別の業者でも可能と考える。</p>
<p>3-3 抽出案件(ろ過設備審査委員会運営に係る業務委託:随意契約:水道局浄水場発注)について</p> <p>予定価格の積算に問題があるのでは</p>	<p>当初、予定価格の根拠となる設計金額を定めるために5社から見積徴収し、積算を行い入札に付す予定で最低の額を予定価格としたが、あまりに高いため本案件と同内容の業務を委託している他の自治体の実績を調査した結果、本案件の設計金額より相当に安価であったことから、見積徴収した5社に対し、金額の妥当性を確認したところ、間違いのないとの回答であった。しかしながら再度、設計金額を定めるため41社に対し、見積徴収した結果、非常に安価な見積もり提出があったことで、価格の競争性も発揮されていると判断し、本案件を入札に付さずに見積徴集によることとしたものです。</p>
<p>3-4 抽出案件(教育支援施設通級指導教室整備工事:指名競争入札:教育総務課発注)について</p> <p>一般競争入札で執行しなかったのか。</p>	<p>平成19年度における建築工事については、指名業者数を10社以上で指名競争入札とする方針としていたものによるものです。今年度以降は、一般競争入札の適用範囲を拡大し、建築工事についても一般競争入札での実施となっています。</p>

質 問	回 答
<p>3-5 抽出案件(元町葉畑線道路改良工事:一般競争入札:土木課発注)について</p>	
<p>総合評価落札方式は、法改正されているが、落札決定まで相当な手間や時間がかかるのか。</p>	<p>法改正され、学識経験者への意見聴取が2回から1回になったが、技術提案申請を受付、その内容の審査を経て入札を執行する流れとなっており、その間に学識経験者の意見聴取も必要であることから、相当な時間が必要となります。</p>
<p>3-6 公共嘱託登記業務委託単価契約について 価格の基準について</p>	
<p>4 指名停止措置の運用状況について</p>	
<p>4-1 談合事件に係る指名停止は、どのくらいあるのか。</p>	<p>官公庁の発注を適正に実施するため、(社)奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法に基づき設置された公益法人です。随意契約に関する価格については、近畿地区用地対策連絡協議会の基準を参考に定めています。他の自治体も同様にこの基準を参考に定めています。</p>
<p>4-2 指名停止措置を行うために何か基準があるのか。また、指名停止措置の理由が同じであるのに指名停止期間が異なるものもあるが。</p>	<p>平成19年12月1日から平成20年5月31日までの指名停止措置を行った状況について報告しました。</p>
<p>4-1 談合事件に係る指名停止は、どのくらいあるのか。</p>	<p>刑法での談合罪以外に独占禁止法に基づくものなどにより指名停止措置を行っています。今回の報告期間中であれば30社中13社が談合事件に関するものです。</p>
<p>4-2 指名停止措置を行うために何か基準があるのか。また、指名停止措置の理由が同じであるのに指名停止期間が異なるものもあるが。</p>	<p>指名停止措置要領に基づき指名停止の措置を行っています。また、同じ指名停止措置の理由でも事案が発生した地域により指名停止期間が異なります。</p>
<p>5 その他について</p>	
<p>5-1 低入札価格調査制度への移行は、総合評価落札方式だけでなく全てに適用する予定なのか。</p>	<p>工事請負契約に係る低入札価格調査基準(公契連モデル)の改正に関する報告と特別簡易型総合評価落札方式及び低入札価格調査制度の実施案に関し、委員の見解を聴取するため、事務局から実施案についての説明を行いました。</p>
<p>5-1 低入札価格調査制度への移行は、総合評価落札方式だけでなく全てに適用する予定なのか。</p>	<p>低入札価格調査制度と最低制限価格制度の2つの制度とするよりは、低入札価格調査制度のみとする方が良いと考えている。総合評価落札方式では、最低制限価格制度を適用できないとの法的な判断もあり、総合評価落札方式を拡大していくためには、低入札価格調査制度の導入が必要となってくる。総合評価落札方式は、相当な事務量と時間がかかる中、低入札価格調査制度を導入すると更に事務量と時間が必要となることから、低入札価格調査制度を実施している他の自治体の事例では、事務量と時間がかかる為他の事務にも影響が出ているとのことから、1.5億円以上については、低入札価格調査制度を適用し、1.5億円未満については、失格基準価格制度いわゆる最低制限価格制度と同じ意味であるが表現を替えることにより、法的に処理しようとする考え方である。</p>
<p>5-2 法律的に低入札価格調査制度を導入するが、実態的としては、これまでの最低制限価格制度と変わらないような制度を考えているのか。</p>	<p>総合評価落札方式を拡大していくためには、低入札価格調査制度の導入が必要となるため、形式上は、低入札価格調査制度を導入し、実態的には、これまでの最低制限価格制度と変わらないような制度とするのが現時点で最善の方法と考えている。</p>
<p>5-3 1.5億円以上の発注金額について低入札価格調査制度の適用する根拠は</p>	<p>一般競争入札の方針(土木一式工事)として、発注金額が1.5億円未満の場合、入札参加資格者は市内業者のみとなり、発注金額が1.5億円以上の場合、入札参加資格者は市外業者も含むことから、低入札価格調査制度の適用金額を1.5億円以上としたものです。</p>

質 問	回 答
5-4 市内業者については、低入札価格調査制度は、適用しないのか。	市内業者に対する入札案件は、1.5億円未満の工事であり、入札案件のほとんどを占めており、総合評価落札方式と最低制限価格制度の2つの制度となれば、入札方式が違うだけで、同内容の案件で最低制限価格制度の場合、最低制限価格未満であれば、失格となり、低入札価格調査制度の場合、種々の書類提出により審査することになり、不合理であるし、業者にも負担を強いることをも考慮し、事務量の増加による懸念もあり、適用しないとしました。
5-5 (仮称)変動型失格基準価格制度(案)の場合、変動幅が-2.5%で機能するのか危惧する。	調査基準価格を公表することになるので、失格基準価格も公表している形となり、応札価格が-2.5%の変動幅に集中すると考えられ懸念しているところではあります。
5-6 低入札価格調査制度における調査とはどのようなものか。また、審査により不適格となった場合どうなるのか。	落札候補者に書類(調書)の提出を求めることになり、調書については、国の場合28項目あり、例えば、入札理由書や詳細な積算内訳書、労務者供給計画、資材調達関連事項、過去の公共工事实績などです。これらの書類を審査することになるが、これらの事項が適正であるかどうかの判断が非常に難しいところ。書類審査により落札候補者が不適格となった場合は、次順位の落札候補者に調書の提出を求めることになり、一定の基準が達成されれば、その者が落札者となります。
5-7 総合評価落札方式と併用する場合、落札候補者の決定はどのようにして決めるのか。	評価値(評価値=評価点/入札価格)を算出し、評価値の高い順に落札候補者を決定することになります。
5-8 1.5億円未満の場合は、低入札価格調査制度を適用しないとのことだが、この場合はどうなるのか。	1.5億円未満の場合は、低入札価格調査制度を適用せず、失格基準価格(調査基準価格を公表し、失格基準価格を変動させる。)を設定し、失格基準価格以下については、失格となり、調査基準価格から失格基準価格の間で一番安価である応札者が落札者となります。総合評価落札方式とした場合、調査基準価格から失格基準価格の間の応札者に対し、評価値の高い者が落札者となります。
5-9 総合評価落札方式(特別簡易型)落札者決定基準(案)における配点とその内容だが、配点が低いと逆転が起こらず価格で落札者が決まってしまうことが多くなるので、技術点が5点というのはいかがか。また、社会貢献度や福利厚生などの主観点を加味してはどうか。	既存の資料等により審査が可能な方法とすることにより、総合評価落札方式の案件を多く実施したいとの考えからこの案を作成したものです。
5-10 総合評価方式の理念として、工事成績の配点が重要であり、品質を担保するという観点から工事成績の配点を高くする必要があると考えるが	工事成績の配点が高いと工事成績評価が高いものしか落札しない可能性が見込まれることからこのような配点を設定したものです。
(仮称)変動型失格基準価格制度(案)の変動幅が-2.5%では、調査する幅が狭く競争性が発揮できるのか懸念があること。また、予定額が1.5億円以上を低入札価格調査制度を適用し、予定額が1.5億円未満は低入札価格調査制度の適用をしないことに関すること。並びに総合評価落札方式(特別簡易型)落札者決定基準(案)における配点と項目内容について、事務局と委員それぞれ次回の会議開催までに検討していただき、次回の会議で再度審議したい。	
6 案件抽出委員(当番委員)の指名について	運営要領第3条第1項第1号に基づき、松山委員に決定しました。
7 次回開催日について	次回の開催は、定例会議として来年1月に開催することに決定しました。

別表 公園街路樹維持管理業務応札状況表

No.	契約件名	応札数	応 札 業 者																			
			A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	K社	L社	M社	N社	O社	P社	Q社	R社	S社	T社
1	生駒山麓公園植栽管理業務	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○				○
2	生駒市公園街路樹維持管理業務 (Aブロック)	16	○	○	○	◎	○		○	○	○	○		○	○	○		無効	○	○		○
3	生駒市公園街路樹維持管理業務 (Bブロック)	15	○	○	◎	○	○		○	○	○	○		○	○	○		無効	○			○
4	生駒市公園街路樹維持管理業務 (Cブロック)	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	◎			○
5	生駒市公園街路樹維持管理業務 (Dブロック)	13	○	○	○	○			○	◎	○				○	○		無効	○	○		○
6	生駒市公園街路樹維持管理業務 (Eブロック)	15	○	◎	○	○			○	○	○	○	○		○	○		無効	○	○		○
7	生駒市公園街路樹維持管理業務 (Fブロック)	13	○	○	○	○			○	○	○				○	○		○	○	◎		○
8	生駒市公園街路樹維持管理業務 (Gブロック)	13	○	○	○	○				○	○	○			○	○		無効	○	○		◎
9	生駒市公園街路樹維持管理業務 (Hブロック)	19	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
10	生駒市公園街路樹維持管理業務 (Iブロック)	15	○	○	○	○	◎		○	○	○	○		○	○	○		無効	○			○
11	生駒市公園街路樹維持管理業務 (Jブロック)	13	○	○	○	○			◎	○	○	○			○	○		無効	○			○
12	生駒市公園街路樹維持管理業務 (Kブロック)	16	○	○	○	○	○			○	○	○	○	◎	○	○		無効	○		○	○
13	生駒市公園街路樹維持管理業務 (Lブロック)	13	◎	○	○	○				○	○	○			○	○		無効	○	○		○

凡 例 ◎ 落札業者 ○ 応札業者

上記以外で、入札参加資格を有する業者(造園工事の登録を受け生駒市内に本店又は支店を有するもの)は、他に8社あり、今回の案件には未応札となっています。

平成20年度 第5回 生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成21年 1月 28日(水) 生駒市役所 4階 401・402会議室		
出席委員等	委員長 森 裕之 委員長代理 豊永 泰雄 委員 松山 治幸 事務局 中田企画財政部長・堀内契約検査課長・上村契約検査課長補佐・鎌田契約係長・塚主査(契約係)・堀口(契約係) 教育総務課 松田主査 抽出案件 清掃センター 中川所長・木戸 説明 水道局山崎浄水場 細川主査 担当課 水道局総務課 平田庶務係長		
審議対象期間	平成20年 6月 1日 ~ 平成20年11月30日		
抽出案件	総件数 5件	(備考)	
一般競争入札	3件	期間内入札等件数	一般競争入札 91件
指名競争入札	1件		指名競争入札 9件
随意契約	1件		随意契約 21件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答	
	別紙のとおり		
委員会による意見具申又は勧告の内容	最低制限価格制度の改正(1 平成21年度最低制限基準価格の改正について 2 建設コンサルタント等業委託最低制限価格制度試行要領の一部見直しについて)について及び総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度の試行については、事務局(案)のとおり了承する。ただし、総合評価落札方式における落札者決定基準に関する評価項目に関する内容については、継続的に検討することとする。		

質 問	回 答
1 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について	平成20年6月1日から平成20年11月30日までに執行された各方式別の状況について報告を行いました。
2 抽出案件の参加資格設定理由及び業者の指名・選定理由について	各抽出案件について、各担当課から工事(業務)概要を説明し、一般競争入札及び指名競争入札における参加資格設定理由及び指名・選定理由を事務局から説明を行いました。また、随意契約分については、担当課から工事(業務)の概要及び随意契約理由を説明を行いました。
2-1 抽出案件(生駒南中学校耐震補強工事:一般競争入札:教育総務課)について	
本案件における耐震補強工事前及び工事後の耐震診断の結果について	生駒南中学校における本館、南館、東館、渡り廊下、体育館における診断結果(耐震補強工事前)は、 I_s 値が0.11から0.53となっており、耐震補強工事後については、 I_s 値が0.97から1.83となっております。
耐震補強工事については、安全性とコストの兼ね合いが非常に難しいと思うが、今回の補強工事について、補強後の耐震診断結果からコスト的にどうであったか。また、耐震補強工事に関する優先順位等の基準を定めているのか。	小・中学校は、避難所にもなっていることから、平成23年度までに耐震化を図ることになっています。特に I_s 値の設定まではしていませんが、鉄骨ブレースや耐震壁が教育現場での支障とならないように配慮しながら耐震補強の工事を行っております。本市における耐震補強工事については、具体的な整備計画は作成していませんが、小・中学校を優先的に工事を行い、昭和56年以前(建築基準法改正前)に建築された幼稚園・保育園や公民館、コミュニティーセンターなどの公共施設、緊急時に必要な施設である消防署や庁舎などの施設を順次工事を行う予定としております。
耐震補強工事は、他の工事等と比較して落札率が高い状況となっているが、何か理由があるのか。	今回の抽出案件(生駒南中学校耐震補強工事)についても、変動型最低制限価格制度を採用しており、応札者6社のうち3社が最低制限価格未満となっております。また、最低制限基準比率(最低制限基準価格/予定価格の比率)も85%前後であることから結果的に90%程度の落札率となったものと考えています。
2-2 抽出案件(壱分幼稚園園舎増築工事:一般競争入札:教育総務課)について	
応札者が2社のみと少ないが何故か。	プレハブ建築の登録については、入札制度改革に伴い、メーカーが持っているノウハウを生かすために、建築一式工事からプレハブ建築工事を分離させました。本市では、19社の登録があり、本公告については、業界紙への掲載もして周知を図ったところであるが、結果的には、他のプレハブ建築の入札案件(4件)も本案件と同様な応札状況となっております。
	これは、本市の登録業者19社のうち大半がプレハブメーカーであり、市内業者との競争となるとメーカー側が諸条件から有利になり、市内業者の応札が少ない状況となっていることが原因であると考えられます。

質 問	回 答
<p>2-3 抽出案件(生駒市清掃センター粗大ごみ破碎設備設置工事:一般競争入札:清掃センター)について</p> <p>設計金額の設定方法について</p> <p>過去の契約事例や他市の同様な案件の事例等を参考にできないのか。</p>	<p>土木工事等であれば、国や県が設定している歩掛に基づき、算定することになりますが、本案件に係る機械器具設置工事については、前述の歩掛的なものがないことから、見積徴収により、設計金額を算定するしかありません。また、今回、性能発注方式としており、本市が定める仕様書に基づき、見積徴集の依頼を行い、提出のあった2者の見積を基に設計金額を算出しております。ただし、2者の見積のため、価格の適正さなどに配慮する必要もあり、算出した金額に平成19年度の建築工事の平均落札率(0.9)を乗じて得た金額を設計金額としたものです。</p> <p>他市等の事例についての調査を行いました。既存施設の拡張工事等の場合には、既存施設の施工業者以外の業者が入札等を辞退するケースがほとんどであり、他社が参入しにくい状態であると考えられる。本案件に関する施工可能な登録業者数は、13社で全国的には16社程度しかなく、競争性が乏しいことが想定されたため、本案件の入札参加資格を登録業者外にも参入可能となる様に入札条件を緩和したものです。その結果、本市に登録のない業者からも問い合わせが複数ありましたが、最終的には、現施設の施工業者の系列会社であり、現在も業務運営を委託している業者のみの応募となったものです。顧問弁護士にも相談し、随意契約によることも検討しましたが、入札制度改革を行っていることもあり、また発注金額も高額となることや補助事業であることなどから、随意契約の手法では、問題もあるとの判断から一般競争入札による手法としたものです。</p>
<p>見積徴集を辞退するなどあったとのことであるが、どのように見積を徴集したのか。</p>	<p>見積徴集のための仕様書を作成し、見積提出期限を設け、見積書と見積仕様書の提出を依頼したものです。依頼業者のうち、提出に応じなかった業者すべてから辞退届の提出があり、辞退の理由としては、既存施設への改造工事に対するリスクの負担が高いことや施工期間中に技術者を配置できないことなどでした。提出された見積仕様書を基に発注仕様書を作成しております。</p>
<p>2-3 案件抽出(東生駒配水池ドーム改修工事:随意契約:山崎浄水場)について</p> <p>特定の業者しか施工できない特殊な工法により改修工事を行うとのことでの随意契約だが、過去に他市での工事施工例等はあるのか。</p>	<p>この工法(ウオーターラッピング工法)により改修工事された事例は、茨城県守谷市で実証実験として行われたのみであり、その施工内容については、工事の安全性を鑑み、改修対象の配水池の横に仮設配水池を設け、改修対象の配水池の工事を行ったものです。改修対象の配水池で飲料水の供給をしながら、この工法で施工するのは、本市が全国で初めて行うものです。従来の工法では、仮設の配水池が必要であることから、用地の確保や仮設配水池の建設費用等がかかります。コスト計算したところ、今回行う工法の約1.8倍の費用が従来の工法ではかかることから、この特殊な工法を採用したものです。</p>

質 問	回 答
<p>今後もこの工法による配水池の改修工事を行うのか。</p>	<p>本市においては、ほとんどの配水池が1基しかなく、仮設配水池を確保できる用地もないことから、従来の工法による改修工事は難しく、今後この工法が主流になると考えています。</p>
<p>通常工法による見積徴集を行った5社の見積金額について、どのような状況であったのか。</p>	<p>見積徴収金額が一番安価であったところが、今回契約を締結した会社で、1億7,797万円となっており、他の3社は2億509万円、2億1,283万円、2億8,350万円という状況です。1社は、見積提出を辞退されており、その理由は、工期までにステンレスのタンクが手に入らないとのことで工期的に難しいとの理由によるものでした。</p>
<p>通常工法による見積徴集を行ったとのことであるが、当初から随意契約により締結する予定であったのか。</p>	<p>当初、工法の検討を行った際に、今回施工する工法(ウオーターラッピング工法)が100%安全であるかの疑問もあったことから、通常工法での検討も行った。通常工法であれば、指名競争入札により契約の相手方を決めることになるが、改修予定の配水池の状況等を鑑みて、コスト的にも通常工法より安価となるこの工法(ウオーターラッピング工法)を採用し、随意契約としたものです。</p>
<p>3 指名停止措置の運用状況について</p>	<p>平成20年6月1日から11月30日までの指名停止措置を行った状況について報告を行いました。</p>
<p>4 入札改革フォーラム2008in豊田(第4回入札契約制度改革推進自治体会議)について</p>	<p>入札監視委員会からこの会議に出席した松山委員からこの会議の内容等についての報告が行われました。</p>
<p>5 合併入札・電子入札・特別簡易型総合評価落札方式の試行実施の状況について</p>	<p>入札制度改革として、平成20年度から試行実施している合併入札・電子入札・特別簡易型総合評価落札方式について、対象案件及び入札の状況等の報告を行いました。</p>
<p>6 随意契約ガイドラインの策定について</p>	<p>平成21年1月に策定いたしました生駒市随意契約ガイドラインの策定の経緯やガイドラインの内容の説明を行いました。</p>
<p>7 生駒市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要領の一部改正について</p>	<p>平成21年1月1日に施行した生駒市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要領の一部改正に係る改正への経緯や改正内容の説明を行いました。</p>
<p>7-1 経営不振における指名停止措置について公表しないのは、何故か。</p>	<p>新聞報道等において、情報が得られるものも多く、会社が再生、更生する場合もあり、必要以上の風評被害を防止することを目的で非公表としています。また、指名停止措置を公表している奈良県及び県下各市の運用状況を確認したところ、経営不振による指名停止措置の場合は、公表しない運用がほとんどです。</p>
<p>8 最低制限価格制度の改正(1 平成21年度最低制限基準価格の改正について 2 建設コンサルタント等業務委託最低制限価格制度試行要領の一部見直し及び総合評価落札方式に係る低入札価格制度の試行について)</p>	<p>平成21年度最低制限基準価格制度の改正(案)及び建設コンサルタント等業務委託最低制限価格制度試行要領の一部見直し並びに総合評価落札方式に係る低入札価格制度の試行に関し、委員の見解を聴取するために事務局から改正案等の説明を行いました。</p>

質 問	回 答
8-1 建設コンサルタント等業務委託最低制限価格制度試行要領の一部見直しに係る経緯等について	<p>現行の最低制限価格制度において、落札者より安価で入札する業者が多くいるのに失格となる状況について再考するよう市長から意見があり、事務局として検討した結果、やはり適正な契約の履行を確保するためには、ダンピングの歯止めとなる一定の価格設定も必要であるとの考えから、今回提示している見直し案について当委員会への意見を聴取するものです。</p>
8-2 最低制限価格制度を廃止することをしていないのは何故か。契約の履行に関する問題もあるがこの問題については、別の対応方法もあると思うが、今回提示している見直し案でも落札者より安価な入札者が失格となるのは、現行制度と同じではないのか。	<p>今回の見直し案を採用している横須賀市の落札率は、下限では約30数%、上限では100%とかなりのバラツキが生じています。本市における現行の制度では、落札率については、70%前後で大きなバラツキはないが、この方式を採用すると落札率にかなりのバラツキが生じる恐れがあります。ただし、いわゆる1円入札を防止することは、可能となります。</p> <p>本市のコンサルタント業務の案件のほとんどが下水道関連であり、これらの案件が低落札になれば、現場の状況を考慮せずに設計等を行い、結果的に業務内容が粗雑になる恐れが考えられるので、一定の歯止めをかける必要があるとの結論により、この案を最低制限価格制度の見直し案としたものです。</p>
8-3 予定価格はどのようにして決まるのか。下水道関連以外の建設コンサルタント業務はどのようなものがあるのか。	<p>奈良県積算基準により算定しています。</p> <p>例えば、下水道管敷設の設計業務の場合、管口径毎の1mあたり技術士が何人必要かというような歩掛があり、それにもとづき積算しています。</p> <p>下水道関連以外の建設コンサルタント業務では、土木工事における橋梁等の工事や建築設計もあります。本市の場合は、下水道関連の業務がほとんどです。</p>
8-4 特に人命に係る業務については、慎重な対応が必要ではないかと思う。	
8-5 原価を積算する必要がある業務(構造計算の外注)と原価の大部分が人件費で占め、原価を圧縮できるような業務とを同じ最低制限率としているから、落札率にバラツキが生じるのであり、業務の内容に応じて最低制限率が異なる様な制度としている事例は、ないのか。	<p>最低制限価格制度に関する他市の事例については、最低制限率を一律にしており、業務の内容に応じて最低制限率を個々に設定している事例は、ありません。</p>
8-6 最低制限価格制度を導入していない事例は、あるのか。	<p>最低制限価格制度を導入していない事例はありますが、建設コンサルタント業務の落札率が約20%程度となっているケースもあると聞いている。</p> <p>本市においても、事後審査型条件付一般競争入札(郵便入札)における建設コンサルタント業務の案件が、導入当初においては、最低制限価格制度を未導入であり、落札率は、30%台であったことから、このような低落札率の状況が続いた場合、工事品質にも影響を与えることから、最低制限価格制度を導入したものです。</p>

質 問	回 答
<p>8-7 今までの事例を今回の提示している見直し案にシミュレーションした場合、落札率は、どうなるのか。</p>	<p>現行の制度では、最低制限基準価格を予定価格の60%として公表しており、今までに実施した案件では、入札者が60%以下の金額で入札されていないことから、落札率をシミュレーションすることはできません。見直し案では、最低制限基準価格がないことになるので、落札率については、予測することが難しいと考えられる。</p>
<p>8-8 低入札価格で落札した場合、低入札であるために業者の利益が少ない上に受注等の制限を受けることにもなるので、業者にとって低入札というのは、割に合わないのではないか。</p>	<p>国においては、低入札は工事品質の確保といった観点から考えると良くないことであるとされており、奈良県でも低入札に対する厳しい制限をしています。低入札価格調査制度を導入している市町村において、調査の結果失格としているケースは少ないと聞いております。一般論として、請負金額が小額の場合、低入札価格調査での書類上、「自社施工」との内容であれば、調査の結果、失格とすることは難しいと考えられます。業者にとって、低入札というのは割に合わないと思うが、業者毎に経営状態が違うので、低入札でも施工可能な業者も考えられるので、一定の受注制限は、行いたいと考えています。</p>
<p>8-9 平成21年度の総合評価落札方式による入札案件の予定は、どのくらいの件数を考えているのか。</p>	<p>平成20年度においては、4件試行実施いたしました。落札者の決定まで比較的短期間となる特別簡易型(技術提案を求めない)でも2ヶ月程度の期間を要したことから、平成21年度につきましては、5、6件程度実施したいと考えています。</p>
<p>8-10 価格以外の評価項目における配点の見直しは、行わないのか。</p>	<p>低入札価格調査制度を試行導入することに伴い、価格競争の幅がより広がることから、工事成績評定点の配点を本年度の2倍に変更したいと考えています。配置予定技術者の保有資格については、現在1・2級の国家資格保有者のみとしていますが、国家資格を保有していない技術者でも資格保有者と同様な能力をもつ技術者もいることから、配置予定技術者の工事成績による評価を今後追加することを検討したいと考えています。</p>
<p>8-11 総合評価落札方式は、企業の施工能力等の評価項目が高い業者に落札させるのが趣旨だと思うが、評価点の低い業者が価格で勝負できるように見直し案が提案されているように思うのだが。</p>	<p>現行では、試行実施であるため最低制限価格制度とし、基準額を公表しているため、最低制限価格がある程度計算でき、工事成績などの評価より価格面の評価が結果的に反映されるケースが多い状況であったが、今回提示している案については、低入札価格調査制度により、基準額の設定を行わないことから、工事成績評定点の配点を従来の2倍にし、価格面の評価より工事成績などの評価を重くすることにより、価格面での評価を抑えることとなり、いわゆる逆転現象が起こる可能性が高くなると考えています。</p>
<p>8-12 総合評価落札方式落札者決定基準は、他の委員会等で内容等を審査し決定しているのか。</p>	<p>総合評価審査委員会を設け、落札者決定基準の内容等を審査し、決定しています。簡易型の場合は、施工計画が評価項目となるため、工事担当課も審査していただく事になります。</p>

質 問	回 答
<p>8-13 審議案件(平成21年度最低制限基準価格の改正について及び建設コンサルタント等業委託最低制限価格制度試行要領の一部見直しについて並びに総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度の試行について)については、事務局(案)のとおり了承する。ただし、総合評価落札方式における落札者決定基準に関する評価項目に関する内容については、継続的に検討することとする。</p> <p>9 案件抽出委員(当番委員)の指名について</p> <p>10 次回開催日について</p>	<p>運営要領第3条第1項第1号に基づき、森委員長に決定しました。</p> <p>次回の開催は、定例会議として7月に開催することに決定しました。</p>

平成21年度 第6回 生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成21年 7月29日(水) 生駒市役所 4階 403・404会議室			
出席委員等	委員長 森 裕之 委員長代理 豊永 泰雄 委員 松山 治幸 田中 健太郎(豊永委員長代理 補助)			
	事務局	中田企画財政部長・堀内契約検査課長・上村契約検査課長補佐・鎌田契約係長・大西(契約係)・堀口(契約係)		
	抽出案件説明担当課	地域整備課	上野課長	
		土木課	大植課長・財満整備係長 森上主査・駒井主査	
水道局浄水場		穴井場長・奥村		
審議対象期間	平成20年12月 1日 ~ 平成21年 5月31日			
抽出案件	総件数	5件	(備考)	
	一般競争入札	2件	期間内入札等件数 一般競争入札 46件	
	指名競争入札	2件	指名競争入札 14件	
	随意契約	1件	随意契約 14件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答		
	別紙のとおり			
委員会による意見具申又は勧告の内容				

質 問	回 答
<p>1 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について</p> <p>2 抽出案件の参加資格設定理由及び業者の指名・選定理由について</p> <p>2-1 抽出案件(谷田町地内歩道整備工事:一般競争入札:地域整備課発注)について</p> <p>それぞれ取り上げた理由だが、いずれも最低制限価格付近に集中している傾向が強い。谷田町地内歩道整備工事はその典型例としてどうとらえるか考えてもらいたい。小明上線歩道整備工事(第2工区)は総合評価入札なので取り上げた。総合評価は、価格と価格以外の技術評価で逆転できるように導入したが、今の技術評価の手続きが適切なのか各委員の意見が聞きたい。指名競争入札も2件とも最低制限価格付近に応札が集中している。随意契約は公募型プロポーザル方式なので選んだ。</p> <p>最低制限価格というのはあらかじめ分かっている、おのずと入札時に近いところに集中すると思う。変動なので「くじ」は少ないと思うが、こういう傾向はどうしても出てくるのではないか。</p> <p>積算をきちんとして入札するのであれば、その積算が適切に行われているかチェックはできるのか。</p> <p>入札改革において生駒市も落札率が70%台に落ちてきたが、そもそも予定価格自体が高いのではないか。そういう意見はないのか。</p> <p>2-2 抽出案件(小明上線歩道整備工事(第2工区):一般競争入札:土木課発注)について</p> <p>参加業者が少ないことについては、総合評価方式ということが影響したのか。</p>	<p>平成20年12月1日から平成21年5月31日までに執行された各方式別の状況について報告をしました。</p> <p>各抽出案件について、各担当課から工事(業務)概要を説明し、一般競争入札及び指名競争入札における参加資格設定理由及び指名・選定理由を事務局から説明しました。また、随意契約分については、担当課から工事(業務)の概要及び随意契約理由を説明しました。その後、公園街路樹等維持管理業務の応札状況について、昨年より変化のあった点を含めて説明しました。</p> <p>本来はきちんと積算して、真の価格を探っていくのが目的です。積算せずに最低制限価格付近に集中するようであれば、本来のあり方と異なるので改善策を考えていかなければと思います。</p> <p>適切に行われているかのチェックは難しいです。</p> <p>積算基準となる資料自体が、真の原材料費を反映しているかということになります。建設物価調査会にしても、業者に依頼しているため比較的高い価格になりやすい傾向があります。工事の状況によって個々に違うので、資料からはわかりにくいです。生駒市では、最低制限価格の予定価格に対する率が低いという理由で、昨年から最低制限価格算定における現場管理費に乘じる率を引き上げました。</p> <p>予定価格の1/2の実績を求めているので、実績をクリアできる舗装業者が少なかったのではと思われます。</p>

質 問	回 答
<p>予定価格の1/2の実績をクリアできるのが登録業者すべてではないということだが、調査等はしないのか。</p>	<p>常に調査をしなければいけないのと、誰が参加しているのか分かることになるので調査はしていません。</p>
<p>経審の評価は配点に反映されるのか。</p>	<p>ランク付けを行っているので、対象ランクで反映しています。個々の入札には反映していません。</p>
<p>金額での差を、どれくらいの技術点で逆転できるのか。5点では少ないと思う。業者から価格以外の点数を上げて欲しいという話はないのか。</p>	<p>いい点を取れば有利なので、点数(ランク)が高い業者からは、それなりの評価をいただいています。メリットはより良い業者が選ばれるということ。デメリットは審査の日数が通常の倍程度かかるということ。技術評価の配点は、20年度は5点満点からスタートして、21年度は7点満点です。今後は委員会で検討していただきたい。</p>
<p>2-3 抽出案件(山崎浄水場ろ過設備改良事業:随意契約:山崎浄水場)について</p>	
<p>プロポーザル方式ということで4社を呼んで見積徴集し、技術を検討して選択したということですが、こういう形は随意契約と言えるのか。</p>	<p>法律上は随意契約になります。審査委員会を設定し、議事録も公開しています。</p>
<p>温泉掘削した時のプロポーザル方式と違って、公正かつ専門的に行っており公開性が高いようだが、他のプロポーザル方式の工事もそうなのか。</p>	<p>今は説明責任を果たさなければならないので、公開するようにしています。平成21年1月から随意契約ガイドラインを定め、プロポーザル方式でも随意契約は可能と明記しています。</p>
<p>2-4 造園業者(公園街路樹等維持管理業務)の応札状況について</p>	
<p>本案件について、応札金額が最低制限価格付近に集中しているのに、落札者が重複していない状態であり、以前からの指摘どおり受注調整が行われている可能性が高い。入札はどのような方法で行ったのか。</p>	<p>第4回定例会議においても指摘いただき、入札結果の状況については憂慮していたが、3業者増加し落札率も70%台まで下がり、競争性が前年度より高まっていると思われます。方法としては、前年度と同様に誰が参加しているか判らない一般競争入札で執行しました。</p>
<p>委託場所と業者の所在地の関係性は。</p>	<p>全件応札し1件も落札していない業者や2件のみ応札し、落札していない業者もあることから、応札の状況に法則性はなく以前より競争性が発揮されているとは思われます。</p>
<p>情報開示請求などで問題になった時に、入札監視委員会で見過ごしていたら必ず問題になる。複数落札している業者もあるが、合計額で帳尻が合っているのか、配分している可能性がある。</p>	<p>無いと思われます。</p>
<p>本委員会としては、業者間での受注調整が行われている可能性があると考えるので、落札業者と受注エリアに関係があるのか、継続して情報を整理するように。</p>	

質 問	回 答
3 指名停止措置の運用状況について	平成20年12月1日から平成21年5月31日までの指名停止措置を行った状況について報告しました。
4 談合情報に関する対応について	<p>平成21年度生駒市道単価契約舗装補修工事にかかる談合関連情報について経緯の報告を行いました。</p> <p>談合を排除するため、生駒市で発注した建設工事等に係る競争入札において、有力な談合情報(物的証拠や複数の入札者からの具体的な証言等)を生駒市が入手した場合、公正取引委員会や生駒警察署などの捜査機関の判断を待たずとも、生駒市独自の判断で指名停止措置を実施できるよう指名停止措置要領の改正の提案をしました。(ただし、指名停止というペナルティを与える以上、捜査権限を持たない生駒市の談合の事実の認定については、様々な角度からの検討や高度な判断、より一層の公正性が求められることとなるため、生駒市における談合の事実の認定に関し、生駒市入札監視委員会に意見を求め、当該意見に基づき事実の認定を行う)</p>
舗装工事の件は談合というより価格操作に当てはまる可能性がある。意図的にやっているのであれば、何らかの対応が必要だと思う。入札参加資格のチェックはどのように行っているのか。	開札の場所で入札参資格申請書の形式審査など簡易審査はしていましたが、実績金額については落札候補者に契約書を提出させ、事後審査として実施していることからチェックはしていませんでした。6月1日に要領を改正して、書き損じ等の場合であっても厳正に対処しています。
事後審査で資格がないとわかっても、その入札者を除いて落札額・落札候補者の再決定などしないのか。	次の順位の者が落札候補者となります。その時に有効な価格によって算定されるため、やり直しはしません。
本委員会は、談合の認定をする機関ではないと考える。誰もが認める談合なら警察や公正取引委員会が動く。実体的に効力がない規則改正では意味がないので、改正の内容を事務局で継続的に検討するように。	
5 平成21年度生駒市入札制度改革について	<ul style="list-style-type: none"> (1)最低制限価格の見直し (2)低入札価格調査制度の試行 (3)電子入札の適用範囲拡大 (4)事後審査型一般競争入札の原則化 (5)前払い金の上限額の見直し (6)物品・業務委託の競争入札に関する入札結果等の公表 (7)一般競争入札の参加資格審査の厳格化 (8)生駒市競争入札マニュアルの作成

質 問	回 答
<p>6 総合評価落札方式に関する落札者決定基準について</p> <p>総合評価落札方式は良い方式だと思うが、現実的に時間やコストがかかったり、評価基準をどのように設定するのか判断に迷うと思う。そこまでやらないといけないのか。</p> <p>労働環境・地域貢献・防災協定などより、実績・技術が大切だという意見もあれば、地元自治体としては防災対策も大事という意見もあると思う。市外業者が参入して問題になるのは、(災害など)何かあった時に対応してもらえなくなる可能性があるから。ただ、価格以外の点数が低いので、通常の入札と変わらないという印象。きちんとしている業者には高くても落札させるシステムを作らないといけない。配点がどの程度あれば価格以外で逆転できるかシミュレートして欲しい。継続審議とするので、評点の配分を考えておくように。</p> <p>7 入札金額の分布について</p> <p>きちんとした積算に基づいて真の価格帯に迫るという目的から外れているのではないかと思われる。何か対策はないのか。</p>	<p>(9) 建設工事における成績評定の実施方法の改正 (10) 合併工事における本工事と関連工事の契約金額の算定基準の変更 (11) 事業協同組合に係る入札参加資格審査に関する特例等実施要領の改正</p> <p>上記の平成21年度最低制限価格の見直し及び総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度の試行等11項目について、事務局から説明を行いました。</p> <p>近畿地方整備局が把握している総合評価の実績、県内12市の実績の報告を行いました。また、決定基準について県内県外の他の自治体の調査結果について報告を行いました。</p> <p>総合評価落札方式の導入については、国からも進めていくように指導されています。</p> <p>一般競争入札うち4件を参考に、最低制限価格付近に集中している例の説明を行いました。また、他の自治体の入札方式の説明を行いました。</p> <p>最低制限価格が変動する生駒市の入札方式で、無資格者が参加しない方法を3点考えてみました。</p> <p>①事前審査にする。 ②最低制限価格の変動の廃止。 ③変動の根拠に入札価格を用いない。</p> <p>①については事務処理の大幅増になり、事前に参加業者が分かることで談合に発展する恐れがあります。②については最低制限価格に札が集中し、くじが頻発する可能性が高くなります。③については、毎日変動し公にされているものを使用する必要があります。</p>

質 問	回 答
<p>無資格者を排除するだけなら①か③の方法でできるが、外部の要因を用いての変動では真の価格帯に迫るということからは後退すると思われる。価格に連動しない方法が入札者の理解を得られるのか、外的な要因に依存するのが適正なのかという問題がある。</p> <p>今日には結論が出ないと思うので、最低制限価格の変動をやめるという案から、無資格者の問題を重視する案までいろいろ検討して欲しい。</p> <p>8 その他について</p> <p>9 案件抽出委員(当番委員)の指名について</p> <p>10 次回開催日について</p>	<p>9月末で任期が満了となるので、引き続き委員をお願いしたい。</p> <p>11月12日、13日に北九州市で入札改革フォーラムがあるので出席して頂きたい。</p> <p>運営要領第3条第1項第1号に基づき、豊永委員に決定しました。</p> <p>次回の開催は、定例会議として平成22年1月に開催することに決定しました。</p>

平成21年度 第7回 生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成21年10月23日(金) 生駒市役所 3階 302会議室	
出席委員等	委員長 森 裕之 委員長代理 豊永 泰雄 委員 松山 治幸	
	事務局	中田企画財政部長・堀内契約検査課長・上村契約検査課長補佐・鎌田契約係長・大西(契約係)・堀口(契約係)・烏頭尾(契約係)
審議対象期間		
抽出案件		
一般競争入札		
指名競争入札		
随意契約		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申又は勧告の内容	最低制限価格制度の見直しについて(気象データに連動した最低制限価格制度への変更)は、試行という条件付きで事務局(案)のとおり了承する。ただし、予定価格や最低制限価格の事後公表、最低制限価格の撤廃、低入札価格制度の導入について継続的に検討することとする。	

質 問	回 答
<p>1 最低制限価格制度の沿革説明</p> <p>ある業者が予定価格の99.99%という高い金額で応札しているために、最低制限価格が高くなり、最低制限価格未満の業者が続出して、落札率が高くなったことは不自然と思われるが。</p> <p>100%に近い入札をされても、何も言えないのか。</p> <p>こういう問題(高い価格での応札)があったことは、どこまで公表しているのか。</p> <p>例えば、こういう高い価格で応札をされた結果、高い落札率になってしまったというコメントなどは出さないのか。</p> <p>結局、何が問題なのか市民には分かりづらい。高い価格で応札する業者が悪いとは言わないが、結果は広く知らしめるべき。</p> <p>入札はやり直せないのか。</p> <p>問題の所在が確認できたところで、こういった状況をどうしたら回避できるのか考えてみたい。</p>	<p>本市の最低制限価格制度についての沿革及び制度の問題点の説明を事務局から行いました。</p> <p>すぐに当該業者の参加資格があるか審査をしました。審査の結果、参加資格はありました。また、市長にも報告しました。業者の説明では、他にも工事を落札しているので、もしかしたら高い入札額でも落札できるかもしれないということで応札したとのことでした。</p> <p>100%に近い応札でも違法ではないので、何も言えません。とりあえずの対策として、即座に最低制限価格を固定型にしました。</p> <p>窓口で開札録は公表しているの、閲覧に来た業者は見ています。ホームページでも結果は公表しています。市長にも相談しましたが、価格による変動型の制度としての限界が来ているのではないかと思います。</p> <p>どこで(何%の落札率で)コメントをつけるか、線引きが難しい。我々にできることは、落札候補者でない業者にも参加資格があるか事後審査を行うことです。予定価格を設けている以上、100%だからといってペナルティを課す規定はありません。</p> <p>やり直す根拠がありません。</p> <p>最低制限価格付近に他の応札が集中すれば、100%に近い価格の応札でも落札できることもあります。</p> <p>参加資格がある以上、100%の応札はできないという制度ではないし規定がないので、逆に訴えられる可能性があります。とりあえずの対策として、平成21年9月15日に要領を改正して固定型にしました。本日は、その後の対策を考えていただきたいと思っています。</p>

質 問	回 答
<p>なぜ最低制限価格付近に応札が集中するのか。それは最低制価格があるから。では、どうすればいいかという、最低制限価格を設定しない。あるいは、事後に公表するという手段がある。事後公表でも同じように最低制限価格付近に応札が集中する状況なら、業者の積算能力が高いということになるが、やってみないとわからない。ただ、おそらくそうはならない。</p> <p>ただ、最低制限価格を取り払ってしまうと、仕事を取るためのダンピング競争で業者をつぶしてしまう。不良工事が増えるし、そんなことを市がやってもいいのかという議論もあるし、今までの入札改革が意味をなさなくなってしまう。建設工事は固定の部分が多いので、ダンピング競争で体力を消耗させるのは望ましくないと思う。最低制限価格は設けなければならないと思うが、積算もせずに事前公表されている最低制限基準価格を目安に応札しているだけで、本来の価格競争になっていない状況も改善したい。</p> <p>最低制限価格付近に応札が集中しているなら、実際は採算割れしていないのではないのか。最低制限価格を事後に公表する案だけでなく、設定しない案も残してはどうか。</p> <p>低入札価格調査で落札者を決定する方法はできないのか。</p> <p>業者自らが積算しての入札が望ましいのでは。各業者が自らの積算に基づいて応札しようとしているのかどうか疑わせる状況である。</p> <p>業者に積算させなくてもいいのか。</p> <p>事務局の話をつなぐと、ここでしかとれないというならば、くじにすればいいという話である。実態は積算がないんだ、行政が(予定、最低制限)価格を示して、やりたいところを「くじ」で決めればいいのかという話につながりかねない。それほど入札者の行う積算に意味がないのかということ、そんなことは無いと思う。</p>	<p>低入札価格調査制度を使った入札を行いました。が、辞退が相次ぎ低入札調査までは至りませんでした。応札した業者が調査書、積算書を出しませんでした。</p> <p>また、落札者の決定まで時間がかかるので、工事担当課や工事沿線の住民から苦情がでると考えられます。</p> <p>本来はそれが望ましいのですが、まずは仕事を取りにきています。最低制限価格を探る動きは止められないと思います。</p> <p>業者が欲しい数字は、積算した数字ではなく、仕事が取れる(落札できる)数字です。</p> <p>最低制限価格を撤廃した場合は体力のある会社しか生き残れません。</p>

質 問	回 答
<p>最低制限価格を撤廃して、低い入札価格でも業者を呼んで施工できるか確認すればいい。変動云々より、最初からくじにしましょうというふう聞こえる。</p>	<p>業者は仕事を取りたいので自分たちにとって不利な制度は嫌がります。他の業者が行った行為によって、入札結果が左右されることを一番嫌がります。どの業者が入札を行っても結果が変わらない入札が望ましいと考えています。</p> <p>固定型はくじで公平なので、業者は受け入れていきます。</p>
<p>業者は積算する義務があると考えます。最低制限価格の撤廃、もしくは予定価格・最低制限価格の事後公表も一つの方法ではないのか。</p>	<p>一番心配な問題は情報が漏洩することであると考えています。ある市では、予定価格が公表されていないにもかかわらず誤った予定価格と同額の入札がありました。また公表していない最低制限価格と同額の入札価格が半数以上あったと聞きます。市と業者の積算は違うはずなのにありえないことで、どこからか漏れているとしか考えられません。積算に関わる職員は多数になり、また、情報公開に関連して、実施計画で予算に近い数字を公表しているの、入札制度改革だけに収まらない話になります。</p>
<p>事後公表している自治体が全て公開していないのかというと、そんなことはないのでは。</p>	<p>予定価格・最低制限価格を漏らしたとして、首長や職員が逮捕される事例は増えています。最低制限価格を探る行為は必ず出てくると考えられます。</p>
<p>職員がもらすから事後公表はできないという話では、論点がずれているのでは。</p>	<p>先程も申し上げたとおり、いろいろなケースが考えられます。</p>
<p>情報セキュリティ等、世間の流れに反しているのでは。事後公表になることによって、職員に対してさまざまな圧力や誘惑をかけてくることを危惧するのはわかるが、これらに呼応するようでは、職員の危機意識やモラルが世の中の動きと比べて遅れていると言わざるを得ない。</p>	<p>入札単独で考えるだけでなく、市は他の事業で業者に協力してもらわないといけない場合もあります。また、職員も市民ということを考えれば、100%秘密を保持できるか、もちろんそうでないといけないのですが、守りきれない可能性があります。</p> <p>景気が悪くなれば、予定価格や最低制限価格を探りたいという業者の動きは過激な方向に走る可能性もあります。</p>
<p>市の姿勢が受け身すぎるのでは。問題に対処しようとする意思姿勢が見られない。</p>	
<p>漏れることはあっても、漏れることを前提に話をされれば議論を進められない。</p>	

質 問	回 答
<p>この会議で事後公表ができないと簡単に片づけられたら、委員会は何をしていたかと問われる。</p>	<p>非公表(事後公表)は長期的に考えていかなければならないし、庁内でも調整していかないといけません。とりあえず、さしせまった問題の解決をお願いしたい。</p>
<p>2～3件、予定価格・最低制限価格を公表しないで試験的にやってみればどうか。</p>	<p>他市の事例など調査して、今後の委員会で報告します。</p>
<p>いろいろな案をまとめているが、すべて偶然性ですね。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>それなら固定型にして、くじにすればいいのでは。</p>	<p>くじは業者立ち会いになって、接触の機会が増えます。話し合いの助長の可能性があるので、やりたくありません。誰にも価格の操作ができない、偶然性を用いた制度の変動型最低制限価格でやりたいと考えています。業者が談合して、ある程度の価格帯で決まることも撤廃したい。</p>
<p>最低制限価格を予定価格に対する割合を決めておく。もう一つ、調査価格帯を作っておいて、調査すればよいのでは。</p>	<p>札が最低に集中するし、すでに総合評価落札方式の低入札なども行っています。 また、総合評価落札方式では落札者決定まで時間がかかってしまうというデメリットがあります。 市でも何度も議論を重ねて出した案なので、一度、この偶然性を用いた変動型最低制限価格でやらせていただきたい。</p>
<p>入札という行為の中で完結させたい。応札の下位何割だけ採用するという案はどうか。</p>	
<p>高い応札が入ってこない仕組みをとった方がいいのでは。</p>	<p>応札した札を用いるのが理想ですが、全体もしくは一部で操作される可能性は否定できません。</p>
<p>入札者がくじを引かなくてもいいのでは。</p>	<p>法律で決まっています。</p>
<p>どの制度を利用するにしても、結局はくじですね。</p>	<p>くじはくじです。</p>
<p>あくまで暫定ですか。</p>	<p>市長にも報告して固定型を一時的にさせてもらっています。あくまで暫定措置なので、気象変動型の案を試行的にでもさせていただきたい。結果は次回に報告させていただきます。</p>
<p>変動型という名前だが、実際は固定に近い。あくまで暫定で行って下さい。</p>	<p>とりあえず検証してみて、良い結果がでれば続けてみたいと考えています。今のところ、気象型が最善の案と考えています。</p>

質 問	回 答
<p>入札に関係ない数字を使うことで、価格が有利にもかかわらず落札できない業者が出てくる。要領上、制度上問題はないのか。</p> <p>今回については、気象データで対応するのは緊急避難的措置で行うのは仕方がない。ただし、事後公表の可能性と低入札価格調査も視野に入れて欲しい。ほとんどの応札が最低制限価格に集中しているので、採算ラインがどこにあるかの検討は入札監視委員会のテーマとしてあると思います。積算しなくても、最低制限価格で入札すれば利益があるのではないかと考えられる。</p> <p>事後公表や最低制限価格の撤廃、低入札価格制度の導入の検討をしてもらう前提で、建設工事の競争入札に、試行的に入札の内在的な数字と関係のない偶然性による変動(気候・気圧)案による変動型最低制限価格制度を導入する。緊急避難的に使うのを認める。</p> <p>2 その他について</p> <p>3 その他(次回開催日)について</p>	<p>県レベルでも採用されています。(和歌山県、茨城、熊本など)</p> <p>21年度に行った2件の総合評価落札方式の結果について、事務局から説明しました。</p> <p>次回の開催は、定例会議として平成22年1月に開催することに決定しました。</p>

平成22年度 第8回 生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成22年1月27日(水) 生駒市役所 4階 401・402会議室		
出席委員等	委員長	森 裕之	
	委員長代理	豊永 泰雄	
	委員	松山 治幸	
		十倉 彬宏(豊永委員長代理 補助)	
	事務局	中田企画財政部長・堀内契約検査課長・上村契約検査課長補佐・大西(契約係)・堀口(契約係)・烏頭尾(契約係)	
抽出案件説明担当課	下水道推進課	寺西課長・岡村工務係長	
	水道局工務課	田保課長補佐・石田工務係長	
	竜田川浄化センター	本城所長・阪脇主査	
	産業振興課	川端課長補佐・岩田主査	
	清掃センター	中川所長・木戸	
審議対象期間	平成21年 6月 1日 ~ 平成21年11月30日		
抽出案件	総件数	5件	(備考)
一般競争入札		3件	期間内入札等件数 一般競争入札 100件
指名競争入札		1件	指名競争入札 3件
随意契約		1件	随意契約 18件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり		
委員会による意見具申又は勧告の内容			

質 問	回 答
<p>1 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について</p> <p>発注工事総括表についてだが、最低制限価格に対しての比較も掲載するように。</p> <p>2 抽出案件の参加資格設定理由及び業者の指名・選定理由について</p> <p>2-1 抽出案件(生駒市流域関連公共下水道俵口町148号線工事及び下水道俵口町148号線工事に伴う配水管移設工事:一般競争入札:下水道推進課、水道局工務課発注)について</p> <p>他の案件もそうだが、落札率が高いということで選んだ。他の委員の意見も聞きたい。</p> <p>こういうリスクは、変動型の最低制限価格制度を用いている限りある。後ほど、気象型の報告で議論したい。</p> <p>高い応札がなければどういう結果になっていましたか。</p> <p>落札する意思がない業者のせいで高い落札率になったと考えられる。生駒市としてはどうすることもできないのか。</p> <p>積算によって真の価格を探るという入札の理念をどうするかといったことは、最低制限価格がある限り課題になると思う。</p> <p>最低制限価格等の事後公表を行うかという問題が、こういう場面で出てくる。</p>	<p>平成21年6月1日から平成21年11月30日までに執行された各方式別の状況について報告をしました。</p> <p>次回の総括表から掲載いたします。</p> <p>各抽出案件について、各担当課から工事(業務)概要を説明し、一般競争入札及び指名競争入札における参加資格設定理由及び指名・選定理由を事務局から説明しました。また、随意契約分については、担当課から工事(業務)の概要及び随意契約理由を説明しました。</p> <p>前回の委員会でも報告させていただきましたが、高い応札をした業者があったために最低制限価格が上の方に動きました。</p> <p>その結果をうけて、気象による変動型最低制限価格に制度を変更しました。</p> <p>最低制限価格付近で決まっていたと思います。</p> <p>法的に問題はなく、再入札する根拠もないので有効な入札となりました。</p> <p>最低制限価格等の事後公表については各課のアンケート調査をしているところです。まとめれば報告させていただきます。</p>

質 問	回 答
<p>2-2 抽出案件(生駒市流域関連公共下水道小 明町88号線工事:一般競争入札:下水道推進課発 注)について</p> <p>総合評価落札方式で入札を行ったことですが、事後審査の書類提出がなかったのは何故なのか。</p> <p>書類を提出しないことでのペナルティはないのか。</p> <p>書類が出てこないのは、積算せずに入札している証拠。このあたりはきちんとやらさなければならない。</p> <p>問題なのは、落札できる額で入札すると不良工事になる可能性があること。そういう業者を排除するための低入札制度なので是認してはいけない。</p> <p>事後審査の対象業者になったときは回答義務はないのか。</p> <p>書類を出さない業者が影響をあたえたり、価格が低いというだけで落札してしまうことがあるのは懸念である。</p> <p>過去10年間で1/2の施工実績を必要とした理由は。</p> <p>技術評価点の割合が低く、価格で決まる可能性が高い。今後の検討課題では。</p> <p>2-3 抽出案件(竜田川浄化センター監視制御設備更新工事:一般競争入札:竜田川浄化センター発注)について</p> <p>1社しか応札がないということと、落札率が高いということで選んだ。後の随意契約と同じような案件だと思う。</p>	<p>考えられる理由は低入札調査を行うこととなったため、書類を出せなかったのではないかと考えられます。</p> <p>初めての低入札なので、深く考えずに入札したのではないのでしょうか。</p> <p>ペナルティは現在の要領ではありません。来年度は要領を改正しなければならないかも考えています。</p> <p>業者は落札できる金額で応札してきていると想定できます。</p> <p>書類を持ってこなければ、次の順位に移るだけです。何らかの事情で書類を提出できない可能性もあります。</p> <p>来年度以降も同じような状態なら、何らかのペナルティも検討したい。</p> <p>他市の事例も調査して検討していきます。</p> <p>建設工事資格審査委員会で、500万円以上の予定価格に対しては、1/2以上の実績を求めると決めました。入札改革の中で提言いただき、19年度より行っています。</p> <p>特別簡易型は技術評価の配点の割合が低いので、価格で決まることが多いです。今年度あと2件は、より技術点の配点が高い簡易型で行う予定をしております。</p> <p>随意契約で施工ということも考えましたが、事前に9社に見積依頼をしたら4社から回答がありました。</p>

質 問	回 答
<p>設計額は見積徴集をした4社を参考にしていますか。</p> <p>対象業者数は88社ですが、すべて参加資格があるのですか。</p> <p>2-4 抽出案件(くろんどの森内森林整備事業:指名競争入札:産業振興課)について</p> <p>指名競争入札の中で、造園工事ということと、契約率が高いということで選んだ。</p> <p>どうして指名競争入札で行ったのですか。</p> <p>一般競争入札できなかった理由は。</p> <p>生駒市への登録は難しいのですか。</p> <p>指名競争入札を行うにしても、対象を広げないのか。</p> <p>林業はどこも随意契約が多い。全体の流れとして、工事の発注が減っているのので、森林整備に転換していく業者もある。生駒市も改善していく課題はあるのではないか。</p> <p>2-5 抽出案件(平成21年度生駒市清掃センター施設補修業務(下期):随意契約:生駒市清掃センター)について</p> <p>金額が1億円以上と多いので、案件として選んだ。</p>	<p>ただ、一般競争入札を行った結果は1社しか応札がありませんでした。設計金額を落としたので落札率は高めになっています。</p> <p>他の類似工事と、4社の見積もりを参考にしました。</p> <p>経審のP点1000点以上の登録が88社あるということで、すべて資格を満たしているかどうかはわかりません。</p> <p>当初はもっと参加資格に制限があったのですが、参加業者を多く募るということで、P点と処理能力に絞りました。</p> <p>入札の原則は一般競争入札ということになっていますので、指名競争入札は減ってきています。</p> <p>特殊な業務で、造園の登録の中で森林伐採できるのは2社しかありません。業務でも1社しかなく、計3社しかないので指名競争入札で行いました。</p> <p>「林業労働力の確保を促進するための法律」の事業認定を受けていて、生駒市に登録しているのが3社です。</p> <p>県の認定は43社ありますが、その中で生駒市に登録しているのは3社だけのためです。</p> <p>難しくはないですが、林業の発注がないので登録する業者がいらないです。</p> <p>登録していないと入札に参加できないので、これ以上広げようがありません。</p> <p>今回は緊急雇用創出という中での発注であり、生駒市しても減多にない発注なので、このような指名の形で行わざるを得ませんでした。</p>

質 問	回 答
<p>包括的かつ長期的な契約というのは、いつからするのですか。</p>	<p>22年1月末に委員会を立ち上げて、22年度には事業者を決定して23年度から長期包括契約で運用していきたいと考えています。</p>
<p>現在の業者が事業者となるとは限らないのですか。</p>	<p>はい、現在の業者とは限りません。随意契約適正化委員会では、プロポーザル方式以上と提言があるので、それ以上の方法で行いたいと考えています。</p>
<p>地方自治法上の随意契約を行う理由としては適正ですか。</p>	<p>プラントという特殊性と、市に一台しかいないため確実に施工できる業者として選びました。</p> <p>生駒市随意契約ガイドラインでも、随意契約できる案件として規定しています。</p> <p>長期包括契約により施設全体を包括する契約を考えているので、コストダウンを図り民間のノウハウを生かせるようにしていきたい。</p>
<p>3 指名停止措置の運用状況について</p>	<p>平成21年6月1日から平成21年11月30日までの指名停止措置を行った状況について報告しました。</p>
<p>労働安全衛生法違反の具体的事例は何か。</p>	<p>作業員の死亡事故です。</p>
<p>市内業者では、このような事故はないのですか。</p>	<p>今のところ人命にかかわるような事故はございません。</p>
<p>4 造園業者(公園街路樹等維持管理業務)の応札の分布について</p>	<p>以前から受注調整をしているのではないかという指摘のあった公園街路樹等維持管理業務について、受注エリアと落札業者に関係があるのか整理しておくようにとのことでしたので、過去3年に遡って整理した結果を報告しました。</p>
<p>参加業者は増えていますか。</p>	<p>3年間で見れば増えています。</p>
<p>前回も同じ形で報告があったのでは。</p>	<p>前回は前年度との比較だけでしたので、過去3年に遡り参加業者と受注業者の分布を調査しました。</p>
<p>同じ業者が複数のエリアを落札しているのは、たまたまかもわからない。 ただ、落札率も下がってきているので、適正な競争が働いていると考えられる。22年度の結果も次回に報告するように。</p>	

質 問	回 答
<p>5 変動型最低制限価格(気象型)制度の試行状況について</p> <p>最低制限価格付近に集中しているわけではないようだが。</p> <p>最低制限価格を予想するのは不可能ですか。</p> <p>ランダム係数を用いることで、この価格なら利益があるので仕事をしたいということになるのなら良い傾向だと思う。</p> <p>今後も、試行していけば件数も多くなって、より検証しやすくなる。その結果、改善していくものは改善していきたい。</p>	<p>平成21年12月より試行的に実施している事後審査型条件付き一般競争入札の結果について報告をしました。</p> <p>応札は分散しています。</p> <p>誰にも予測できないようになっています。</p> <p>市も期待しています。決して最低制限価格に近い金額で決まるわけではないので、応札が増える可能性もあります。</p> <p>また、業者は他人の行為に影響されるのが最も嫌がりますが、誰にも操作しようがないので、業者も納得しています。</p>
<p>7 案件抽出委員(当番委員)の指名について</p>	<p>運営要領第3条第1項第1号に基づき、松山委員に決定しました。</p>
<p>8 次回開催日について</p>	<p>次回の開催は、定例会議として平成22年7月に開催することに決定しました。</p>

平成22年度 第9回 生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成22年7月27日(火) 生駒市役所 4階 403・404会議室			
出席委員等	委員長		森 裕之	
	委員長代理		豊永 泰雄	
	委員		松山 治幸	
	事務局		今井企画財政部長・堀内契約検査課長・上村契約検査課長補佐・西田契約係長・大西(契約係)・堀口(契約係)・烏頭尾(契約係)	
	抽出案件説明担当課	公園管理課		高橋課長・黒川主査
教育総務課		松田係長・塚崎		
土木課		寺西課長・財満係長		
清掃センター		中川所長		
審議対象期間	平成21年12月 1日 ~ 平成22年5月31日			
抽出案件	総件数	4件	(備考)	
一般競争入札		3件	期間内入札等件数	一般競争入札 54件
指名競争入札		0件		指名競争入札 0件
随意契約		1件		随意契約 12件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	別紙のとおり			
委員会による意見具申又は勧告の内容				

質 問	回 答
<p>1 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について</p>	<p>平成21年12月1日から平成22年5月31日まで に執行された各方式別の状況について報告をしま した。</p>
<p>2 抽出案件の参加資格設定理由及び業者の選 定理由について</p>	<p>各抽出案件について、各担当課から工事(業務)概 要を説明し、一般競争入札における参加資格設定 理由及び選定理由を事務局から説明しました。ま た、随意契約分については、担当課から工事(業 務)の概要及び随意契約理由を説明しました。</p>
<p>2-1 抽出案件(平成22年度生駒市清掃セン ター施設補修業務(上期):随意契約:生駒市清掃 センター)について</p>	
<p>来年度からは随意契約で行わないということでき ますか。</p>	<p>来年度からはプロポーザル方式による10年間の 長期包括運営委託契約を考えています。現在、参 加業者を募集中です。</p>
<p>問い合わせなどの状況はどうですか。</p>	<p>複数の業者から参加の問い合わせをいただしてい ます。</p>
<p>改善されている方向なので良い状況だと思います か。</p>	
<p>2-2 抽出案件(鹿ノ台中学校耐震補強工事:一 般競争入札:教育総務課発注)について</p>	
<p>1億7千万円の落札価格ですが、補助金が9,10 0万円あるのなら自主財源は約8千万円なので問 題ないと思います。耐震補強は必要だと思います が、建替えも含めた補強方法の検討はしたのです か。</p>	<p>国の耐震指針(IS値)があり、0.3を切るものにつ いては建替えも含めた検討をしなければならない が、今回はIS値が最低でも0.42ありましたので補 強で問題ないと判断しました。</p>
<p>基準はあると思いますが、中・長期的及び経済的 な検討はしていますか。</p>	<p>検討しています。</p>
<p>対象業者が26社あるのに、4分の1程度の6社し か参加がないのはどうしてですか。</p>	<p>一般競争入札なので、対象業者が応札する案件を 選んで応札していると思います。</p>
<p>2-3 抽出案件(鹿ノ台第8緑地防根シート布設 工事:一般競争入札:公園管理課発注)について</p>	
<p>気象変動型の最低制限価格制度によって、95.9 9%という高落札率になったのですか。</p>	<p>気象変動型導入後、初めての入札ということもあ り、最低制限基準価格よりも低い額で応札した業 者がほとんどでしたので、結果として高落札率に なりました。</p>
<p>参加業者からクレームや意見はありましたか。</p>	<p>クレームはありませんでした。きちんと積算した額 が多少(基準価格より)高い額でも、落札できるこ ともあると知ってもらえたと思います。</p>

質 問	回 答
<p>2-4 抽出案件(俵口小明線歩道整備工事(4工区):総合評価落札方式:土木課発注)について</p> <p>対象業者数が19社もあるのに、応札業者が2社のみでは競争性が発揮されていないのではないですか。</p> <p>当初から2社しか応札がないということを市は分かっていたのではないですか。</p> <p>利用者登録を済ませたかどうかの確認はとらないのですか。</p> <p>評価値が最も高い業者が失格判断基準に該当とはどういうことですか。</p> <p>確認票の項目に1つでも該当すると失格ですか。何が失格に該当したかも伝えていますか。</p> <p>失格になった旨は業者に通知するのですか。</p> <p>次順位の業者も低入札調査はしていますか。</p> <p>低入札調査基準価格を上回っていたからといって、きちんと積算しているかどうかは分からないと思います。調査はしないのですか。</p> <p>現状では、低入札調査価格を超えていけばきちんと積算ができているということになっていますが、抜打ちで調査するなど対策を考えた方がいいのではないですか。積算もしないで、たまたま高い金額で入札したら落札できたというのはおかしいと思います。また、対象業者が19社もあるのに応札は2社。競争性がないので、こういう場合は入札を取り止めるなどの検討が今後は必要ではないですか。</p>	<p>総合評価落札方式ということと、舗装工事A級において初めての電子入札案件であり利用者登録を済ませている業者が少なかったことが原因と考えられます。電子入札に参加するためにはICカードを取得して利用者登録をしてもらう必要があり、登録がないと応札できないのが電子入札の欠点でもあります。現在は利用者登録も進み、6~7社の応札が通常となっています。</p> <p>他の自治体で同じシステムを使っていて、ICカードをすでに取得している業者であれば利用者登録はすぐにできます。何社がカードを持っているのかはわかりません。平成21年6月から電子入札システム登録の案内を行っており、登録に必要な日数は十分ありました。</p> <p>確認はしていません。ホームページでは案内していますが、全社に利用者登録の確認をするのは困難です。</p> <p>別添の失格判断基準確認票のとおりで、ヒアリング時に説明が不明確であり、添付資料の不足等で失格としました。</p> <p>内容は伝えています。要領にも定めています。</p> <p>ヒアリング時に伝えていますし、通知もしています。</p> <p>低入札調査基準価格を上回っていたため、調査はしていません。</p> <p>低入札調査基準価格以上の入札に対して調査を行っているところは全国的にもありません。生駒市としても調査をする制度が整っていません。</p> <p>生駒市の入札は原則一般競争入札なので、開札当日まで参加業者がわかりません。参加業者数を基準にして入札を取り止めにすれば、競争性のある入札まで排除してしまうことになるし事業の執行にも多大な影響が出ます。</p>

質 問	回 答
<p>最も評価値の高い業者と比べて約700万円も高くなっていますが、落札した次順位の業者自身も驚いているのではないですか。</p>	<p>以前に発注した同種の工事は、今回落札した業者が施工しています。住宅の前の舗装になるので、住民との調整や打合せが多く、時間や経費が多くかかったという話を担当課から聞いています。経験上、入札金額を高くしたのではないかと考えています。</p>
<p>今回の結果は、いい加減な積算では失格になるという教訓になったのではないですか。しかし、応札が2社ということもあり競争性は確保すべきです。業者にとっては電子入札のほうが参加しやすいのですか。</p>	<p>事務処理上は簡単ですが、まだ導入している自治体が少ないため、経験のない業者も多数あります。発注が出るまでは利用者登録をしない業者が多くいます。電子入札には、インターネットのできるパソコンとICカード及びカードリーダーの購入が必要です。</p>
<p>失格判断基準確認票の項目についてはどこまで確認しているのですか。基準価格以上の入札者については確認票の項目はクリアしているものと考えているのですか。</p>	<p>基準価格以上であれば、品質確保されていると考えています。低入札調査を行っている自治体が全国でも少ないので、業者にも経験がなかったのではないかと考えています。</p>
<p>2-5 随意契約全体について 随意契約は今回12件のみですが、以前と比べて減ってきていますか。</p>	<p>厳しいチェックを行っているので減ってきています。入札と随意契約の割合は金額比で、H17年度は入札26.3%で随意契約73.7%、H20年度は入札54.5%で随意契約45.5%です。この随意契約には工事以外の物品購入や少額の随意契約も含まれるので、工事だけならもっと減っていると考えられます。</p>
<p>3 指名停止措置の運用状況について</p>	<p>平成21年12月1日から平成22年5月31日までの指名停止措置を行った状況について報告しました。</p>
<p>4-1 造園業者(公園街路樹等維持管理業務)の応札の分布について ひとつの業者が複数の案件を落札して、施工できるのですか。他の業者に丸投げとかがあるのではないですか。</p>	<p>年間の管理委託であり、ブロックが分かれているので下請けはあるかもしれませんが。時期をずらせば工事とは違うので対応してもらえると判断しています。</p>
<p>落札できない業者が増えているから、住み分けが解消しているとは言い難いと思います。下請けの状態までチェックすることを検討してみはどうですか。</p>	<p>工事なら台帳等で管理できますが、業務委託では建設業法の取り決めもなく下請けの状態まで調査するのは難しいです。現場責任者が落札業者であることは確認しています。また、何かあれば責任は当然元請けである落札業者にかかってきます。</p>
<p>落札率は下がっていますが、今後も継続して整理して下さい。</p>	
<p>4-2 生駒市入札監視委員会運営要領の一部改正について</p>	<p>一般競争入札の原則化により指名競争入札の執行が減っているため、定例会議の審議事案の抽出について、各入札・契約方式別に必ず1件以上としていたのを、原則として1件以上と改正する旨の説明を行いました。</p>

質 問	回 答
<p>5 予定価格等の事後公表について</p> <p>業者等からの働きかけにより情報が漏洩する恐れがあるから事前公表にしているという理由では、市民に説明できないし受け入れられないと思います。個々の職員の責任だということになります。</p> <p>制度として事前公表にせざるを得ないということを説明できなくてはならない。プレッシャーを押し量ることはできるが、所詮情報を漏らした人の責任ということになり、市民感覚では理解できないと思います。</p> <p>事後公表によって落札率が上がるのはよくないと思いますが、最低制限価格の引き下げや事後公表、低入札調査制度の導入などは考えないのですか。</p> <p>一部を試験的に事後公表にしてみればどうですか。</p> <p>業者からの不正な働きかけがあるから事後公表ができないでは根拠として薄弱であり、生駒市の職員は働きかけに弱いと露呈しているようで市民が納得しないと思います。</p> <p>きちんと積算して良い工事をしてくれる業者を入札制度で支えていくというのが本来の趣旨だったはず。低い落札率だが、ある意味くじまかせの制度である事前公表を続けるのか、事後公表することで働きかけや入札期間が長くなるが、きちんと積算して良い工事をしてくれる業者を支援していくか、どちらにしても何かを犠牲にしなければいけないと思います。</p>	<p>事務局から、庁内検討機関である入札制度改善検討委員会等の審議において、「事後公表には入札の透明性・事務の簡素化にあたって問題があるので反対である」という結論が出たことの報告と国・都道府県及び全市の状況を説明しました。</p> <p>他の自治体でも事前公表を止める検討をしたところがあります。判断としては、①落札価格の高止まりがあるか②入札参加者の見積もり努力の阻害があるか③談合の助長があるかが基準となります。生駒市は①についてはばらつきはあるものの下がっています。②についても積算して入札させる対策として、内訳書と入札書の金額を合わせるよう要領を一部改正しました。③については、昨年度に一件ありましたが、全体としては事前公表による悪影響はないと考えています。</p> <p>また、情報の漏洩についてですが、ひとつは事後公表にすると業者が積算する期間を今より長くとならなければならなくなり、事業の執行にも影響が出ます。入札額が大きければ大きいほど長くなります。もう一つは土木積算システムが事前公表を前提としたシステムなので、その利用の是非を考慮することになるので難しいと思います。土木積算システムは、県内で共同利用のため、そこから離脱することになれば新たな経費が必要となります。</p> <p>最低制限価格の引き下げについては根拠が難しいです。現状でも国が使っている制度のひとつ前の、最低制限価格がより低い公契連モデルを使っています。</p> <p>先ほども申し上げたとおり、土木積算システムは県内で共同利用のため、単独利用となると新たな経費が必要となります。</p> <p>本市のような小規模の工事だと、担当の職員が現場で業者と接触する機会が一番多い。事後公表にすると現場へ行くことや業者との連絡を避けることになるので、工事の品質が保てなくなる恐れがあります。工事の検査につきましては、奈良県内でもトップクラスだと自負しておりますので、品質が下がることは避けたいと考えています。</p> <p>他の市でも、工事品質低下を招くことのないようにとの委員会での意見があり、単にくじ引きを回避するために事前公表を直ちに取り止めることないようにとの意見もあります。</p>

質 問	回 答
<p>現在の入札制度について業者からクレームはありますか。</p> <p>他市の状況を気にせず生駒市単独で制度を考えてみてはどうですか。事後公表はあり得ないという前提で話を進めているように思います。</p> <p>事前公表が完全な制度ではないということも事務局はよくわかっているし、我々もいろいろ資料をいただいたのでもう少し検討してみたい。現在、入札で早急に解決しなければいけない状況があるという訳ではないので、引き続き検討していくということはどうですか。一緒にいい制度を作っていければいいと考えます。</p> <p>6 案件抽出委員(当番委員)の指名について</p> <p>7 次回開催日について</p>	<p>他の業者の応札に結果が左右されないのが、業者は受け入れています。苦情等はありません。また、適正な価格、工物品質を保てる価格で推移しています。</p> <p>入札制度に詳しい桐蔭横浜大学の鈴木満教授に相談しましたが、情報公開・透明性・談合の防止等の観点からも事前公表が良いという回答を頂いていますし、現行の気象情報を用いた変動型最低制限価格制度ではきちんと積算した結果が少し高い応札額となっても落札できる可能性があるかと業者に説明しています。</p> <p>運営要領第3条第1項第1号に基づき、森委員長に決定しました。</p> <p>次回の開催は、定例会議として平成23年1月に開催することに決定しました。</p>

平成22年度 第10回 生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成23年1月27日(木) 生駒市役所 4階 401・402会議室				
出席委員等	委員長		森 裕之		
	委員長代理		豊永 泰雄		
	委員		松山 治幸		
	事務局		今井企画財政部長・堀内契約検査課長・上村契約検査課長補佐・西田契約係長・大西(契約係)・堀口(契約係)		
	抽出案件 説明 担当課	公園管理課		高橋課長・浜田	
		スポーツ振興課		中井課長・梅谷	
図書会館		生田館長・鳴川			
教育総務課		松田係長・村田			
施設整備課		松井課長・稲垣課長補佐			
審議対象期間	平成22年 6月 1日 ~ 平成22年11月30日				
抽出案件	総件数	4件	(備考)		
一般競争入札		3件	期間内入札等件数	一般競争入札 92件	
指名競争入札		0件		指名競争入札 0件	
随意契約		1件		随意契約 12件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答		
	別紙のとおり				
委員会による意見具申又は勧告の内容					

質 問	回 答
<p>1 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について</p>	<p>平成22年6月1日から平成22年11月30日までに執行された各方式別の状況について報告をしました。</p>
<p>2 抽出案件の参加資格設定理由及び業者の選定理由について</p>	<p>各抽出案件について、各担当課から工事(業務)概要を説明し、一般競争入札における参加資格設定理由及び選定理由を事務局から説明しました。また、随意契約分については、担当課から工事(業務)の概要及び随意契約理由を説明しました。</p>
<p>次回からは、総括表に契約金額の合計を記載してください。</p>	<p>次回の総括表から掲載いたします。</p>
<p>2-1 抽出案件(生駒市公園街路樹維持管理業務(Gブロック):一般競争入札:公園管理課発注)について</p>	
<p>(選定理由) 落札が分散する傾向があり、談合の疑いがないとは言えない。業者で受注調整しているように見られる。</p>	
<p>22年度の間3件、4件落札している業者は施工できる能力があるのですか。(落札して)契約をしても、どこかの業者に丸投げしているのではないのですか。</p>	<p>同時期に重なれば難しいですが、造園業務は長期スパンなので調整しやすいです。</p>
<p>業者がきちんと施工しているかどうかの検査は行っていますか。</p>	<p>業務に関しては工事と違って完成品というのがありますが、担当課は実際に現場に行って検査をしています。(今までは)写真検査だったのが、実際に現場に行って確認しています。剪定についても基本剪定を確認して、各ブロックごとに無作為に抽出して現場を見えています。</p>
<p>不都合があった場合はどういう指示を出しているのですか。</p>	<p>その場で指示をしてやり直しをさせています。</p>
<p>落札業者の分散のしかたはどうなっていますか。</p>	<p>平成18年度からの落札について検証しましたが、平成21年度までは分散しておりました。平成22年度からは気象変動型なので意図的に業者を決めることはほぼ不可能なので、複数落札している業者もいれば、今まで落札したことがない業者でも落札しております。</p>
<p>気象変動では、どこで最低制限価格が決まるかからなので、特定の業者に落札が集中することは考えられますか。</p>	<p>意図的には困難ですが、その可能性は考えられません。</p>
<p>複数落札した業者は問題なく業務をすることは可能ですか。業者の企業規模はどうですか。</p>	<p>問題なく業務をしています。規模は10人にも満たないです。</p>

質 問	回 答
<p>一見、落札業者の分散が少なくなり効果が出ているように見えますが、業者間で調整しているのではないのですか。 再下請けなどのチェックはしていますか。</p> <p>我々も地元の産業のためにも、きちんと仕事をしてくれる業者は支えていかなければいけないと考えています。</p> <p>業者間で仕事のレベルの違いは出ますか。</p>	<p>1次下請はチェックしていますが、2次下請けまではチェックしておりません。自社でできない分は応援を頼んでいるかもしれません。</p> <p>落札率も下がって厳しい経営状況の中、業者は丁寧な仕事をしていていると考えています。</p> <p>業者間での差はありますが、老舗が多いので一定の力量があり、差があっても若干程度です。</p> <p>問題のある業者が施工しているということはありません。</p>
<p>2-2 抽出案件(市民グラウンド整備委託:一般競争入札:スポーツ振興課発注)について</p> <p>(選定理由) 対象業者が15者あるのに2者しか応札者がなく、その背景をチェックするため。</p> <p>内容は特殊なのですか。</p> <p>応札が2者しかない理由はどのように考えますか。</p> <p>過去の応札状況はどうでしたか。</p> <p>応札者が少ない場合の手当が必要ではないですか。</p> <p>予定価格の1/2の施工実績というハードルは高いですか。</p> <p>2-3 抽出案件(図書館省エネ改修工事設計業務:一般競争入札:図書館発注)について</p> <p>(選定理由) 落札率が100%に近い。設計業務は通常50~60%が多いのになぜなのか。また、登録が28者あるのに応札が1者しかないの、その理由を知りたい。</p>	<p>内容は一般的ですが、特殊な工具を使用しますので、その点では特殊です。</p> <p>年に1~2回しか発注が出ない案件であり、実績を求めているため実績が満たない業者が多かったのかも知れません。発注が少ない案件は、一般競争入札では周知という部分でネックになっています。</p> <p>同じく2~3者程度です。一般競争入札を導入して間もないですが、以前は指名競争入札でした。</p> <p>本市に登録している全社に拡げているので、後は事務が煩雑にはなりますがブロックに分けるしかありません。業者登録もこれまでは持参のみであったのを、今年度から郵送受付を始めたりなどして、増やす努力はしています。</p> <p>全業者に求めており、これを崩せば粗雑な工事をされるおそれがあります。入札制度改革の中で登録を2業種(市外)・3業種(市内)までできることにしており、15者あるものの実際は専門業者ではない業者も登録していることが考えられます。</p>

質 問	回 答
<p>応札が2者しかないが、考えられる理由は何ですか。</p>	<p>予定価格が148万円という少ない額で、かつ納期が短く、一般の設計ではなく特殊な設計であり、CO2削減などの補助申請書類を作成しなければならないなどがあったためと思われます。</p> <p>また、もっと早い時期に発注をできればいいのですが、補助決定が遅れたり人員削減の影響などがあります。</p>
<p>予定価格が低いと応札も少ない傾向になるのですか。</p>	<p>平易な業務であれば応札も見込めますが、他にも仕事があれば業者は選択してしまいます。</p>
<p>この設計は以前使ったデータを流用できないのですか。</p>	<p>まったくーからの設計になります。</p>
<p>業務が特殊であれば、下のランクまで広げるなどの対応が必要だったのではないですか。</p>	<p>応札者がなく落札がなく不調に終われば、対象ランクを拡大して再入札を行っております。また、今年度から応札できるランク自体も拡大しております。</p>
<p>2-4 抽出案件(高山幼稚園3歳児教室及びトイレ改修工事:随意契約:教育総務課発注)について (選定理由) 特殊な工事という感じはしないのに、随意契約を行っている。6号の理由が抽象的なので、適切であったかの検証をしたい。</p>	
<p>随意契約の理由は工事の短縮が一番の理由ですか。</p>	<p>夏休み期間中に実施する必要がありました。</p>
<p>契約業者を選んだ理由は何ですか。</p>	<p>一般競争入札で行った園舎増築工事を施工した業者に、付帯の工事としてお願いしました。同一業者に施工させることで円滑で安全な工事ができますし、本体工事の落札率よりも低い請負率での契約ができました。</p>
<p>最初から2つの工事をまとめて入札することはできなかったのですか。</p>	<p>周辺地域の宅地開発等で、3歳児の入園見込みが予想よりも多くなったため、急ぎょ工事を行いました。</p>
<p>付帯工事の見積りが予定価格を超えた場合は、どのような手続きをしますか。</p>	<p>基本的には、本体工事の落札率を下回る請負率になるよう交渉します。下がらなければ他の方法を検討します。工事の設計はできるので、予定価格を超えることはありえないと考えます。</p>
<p>付帯工事の予定価格は事前公表ですか。</p>	<p>公表しておりません。</p>
<p>どういう交渉をするのですか。</p>	<p>図面で見積徴取します。出された請負率が本体工事の落札率を超える場合は下げてもらおうよう交渉します。</p>

質 問	回 答
<p>随意契約全体についてですが、緊急工事の内容は何ですか。 随意契約理由の2号とは何でしたか。</p>	<p>土砂崩れによる災害応急復旧工事と、水道の修繕工事です。 契約の性質や目的が競争入札に適しないもので、特定のものしかできない業務です。以前、案件に上がった清掃センターでは来年度から債務負担行為による長期継続契約を行う予定です。経費の削減を図ることができます。</p>
<p>3 指名停止措置の運用状況について</p> <p>契約辞退をしたことで指名停止になった業者がいたが、辞退の理由は何ですか。</p>	<p>平成22年6月1日から平成22年11月30日までの指名停止措置を行った状況について報告しました。</p> <p>入札金額を間違えたり、最低賃金を下回るような金額で入札して、実際には業務ができないとって辞退したケースがありました。</p>
<p>4 建設工事等の入札に伴う事後審査に係る積算内訳書の確認について</p> <p>はじめたきっかけは何だったのですか。</p>	<p>本市では建設工事等の入札において工事費内訳書の提出を求めているが、工事費内訳書が設計図書の内容を反映しているか否か判断しがたいものが見受けられるので、工事費内訳書の内容を確認するため、抽出した案件について落札候補者に「事後審査に係る積算内訳書」を提出させることとした制度の改正について説明しました。</p> <p>工事業者が積算しているかどうかを確認するためです。</p>
<p>制度は始まったばかりですが、運用上生じている問題はありますか。</p> <p>入札時に工事費内訳書のチェックは、きっちりしているのですか。</p>	<p>失格にするための制度にはしたくありませんが、業者の積算と、市の予算上の積算で考え方に違いがあります。発注する側の問題ではありますが、仕様書が見にくいので見やすくするよう検討しなければならないと考えています。</p> <p>提出がなければ失格となります。書き方については決まったルールがないので、業者の裁量に委ねている部分があります。この制度で検証していきたいと思っています。</p>
<p>今後、実施する件数はどのように考えていますか。</p> <p>この制度は一步前進だと思いますので、運用して積み上げていくようにしてください。</p>	<p>工種を拡大していきたいと考えています。</p>
<p>5 その他について</p> <p>気象変動型の最低制限価格制度を生駒市に習って採用されたところがありますか。</p>	<p>平成22年6月1日から平成22年11月30日までに契約を行った工事のうち、気象変動による最低制限価格を用いた入札の結果について説明しました。</p> <p>兵庫県のたつの市が採用しています。奈良県の大和郡山市は制度について聞きに来られました。</p>

質 問	回 答
業者からの苦情はないですか。	ありません。この方法は平等であると生駒市建設業協会にも納得していただいています。ただ、変動率が上がったため不調となったケースがありました。変動率が上がり、全者が最低制限価格未満となった場合には変動率を0に戻すことも検討しています。
1者だけが最低制限価格以上の場合、高い金額での入札に対する手当をする必要があるのではないですか。	業者にはきっちりとした積算をしてほしいと言っているのですが、高い金額で応札したからといって排除するのは難しいと考えています。こうしたケースが複数件出てくれば、見直しをしないといけないと考えています。どんな制度を使っても、100%近い落札率というのはあります。
どの業種も気象変動型の最低制限価格制度を採用しているのですか。	建築設計・建設コンサルタント業務では応札数によって最低制限価格を設けない事例もあります。工事においても、不調に終わった再入札の場合は最低制限価格を設けず実施したケースがありました。
金額が大きい場合等、事業によって最低制限価格制度を採用しないとするなどの柔軟な対応が必要ではないですか。	市外に発注する高い予定価格の場合や、業務の内容により最低制限価格を設けないことも検討しています。
よりよい制度を作っていくために、引き続き検証していくようにして下さい。	
今までの入札改革について検討してみたいので、市の行った対応を一覧にして作るようにして下さい。	
同時に、定例会とは別に入札制度改革のための会議を設けてみてはどうですか。予定価格の事前公表・事後公表の問題や最低制限価格の撤廃、業務への総合評価制度の導入等について検討する場が必要であると思います。	
本委員会以外で入札制度を検討する委員会はありますか。	入札契約制度改善検討委員会という部長級で組織する庁内の委員会はあります。
今までの総括をすることに意義があると思います。納税者目線で考えられる外部委員の果たす役割は大きいと思うので、これまでの成果と今後の課題を定例会以外の場で総括したい。	
入札制度に関する情報の格差が委員と事務局にあるので、それを埋めて国の動向なども見据え、入札制度に関する情報を共有して、よりよい制度の構築をしていきたいと考えます。	6月頃までに入札制度に関する資料を作成したいと思います。
6 案件抽出委員(当番委員)の指名について	運営要領第3条第1項第1号に基づき、豊永委員長代理に決定しました。
7 次回開催日について	次回の開催は、定例会議として平成23年7月に開催することに決定しました。

平成23年度 第 11 回 生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成23年7月29日(金) 生駒市役所 4階 403・404会議室			
出席委員等	委員長 森 裕之 委員長代理 豊永 泰雄 委員 松山 治幸			
	事務局	今井企画財政部長・堀内契約検査課長・上村契約検査課長補佐・西田契約係長・大西(契約係)・堀口(契約係)		
	抽出案件説明担当課	図書会館	生田館長・松田係長	
		水道局工務課	大植課長・高橋	
		病院建設課	石田課長補佐・清水係長	
		土木課	寺西課長・黒松係長	
		浄水場	穴井場長・乾係長	
施設整備課		稲垣課長補佐・田中		
審議対象期間	平成22年12月 1日 ~ 平成23年5月31日			
抽出案件	総件数 5件	(備考)		
一般競争入札	4件	期間内入札等件数	一般競争入札 64件	
指名競争入札	0件		指名競争入札 0件	
随意契約	1件		随意契約 3件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答		
	別紙のとおり			
委員会による意見具申又は勧告の内容				

質 問	回 答
1 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について	平成22年12月1日から平成23年5月31日までに執行された各方式別の状況について報告をしました。
2 抽出案件の参加資格設定理由及び業者の選定理由について	各抽出案件について、各担当課から工事(業務)概要を説明し、一般競争入札における参加資格設定理由及び選定理由を事務局から説明しました。また、随意契約分については、担当課から工事(業務)の概要及び随意契約理由を説明しました。
2-1 抽出案件(図書会館省エネ改修工事:一般競争入札:図書会館発注)について 応札者のうち、奈良県内本支店業者は何者ですか。 対象業者数と比べて、応札している業者の数が少ないのはなぜですか。 なぜ少なくなるのですか。	8者中6者です。 一般競争入札はどうしても応札が少なくなる傾向があります。国の入札でも同じ傾向があります。 業務自体の特殊性や発注見込みが年によって異なる業種があります。また、業者自体も応札する工事を選んでいられると思われま。
国から100%の補助金が出るとはどういうことですか。 100%の補助金が出るのなら、地域に還元できるような制度も検討してみてもどうですか。	契約金額に対して100%の補助金ができます。 国の補助金とはいえ国民の税金ですし、工事発注に対しての市の説明責任がありますので、100%補助の案件に限って別の制度を用いるのは困難と考えます。
2-2 抽出案件(稲倉送・配水管布設替工事(総合公園内1工区):一般競争入札:水道局工務課発注)について 応札者のうち、奈良県内に本店がある業者は5者のうち何者ですか。 地域要件を拡大して競争性を高めることは良いことだと思います。 どの工事にも共通して言えると思いますが、最低制限価格を設けないといけないのでしょうか。意見を伺いたい。 この工事は市民生活に大きな影響がありますか。 内容は特殊な工事ですか。	2者です。 以前からご指摘がありましたので、応札者数が見込めない時は地域要件を拡大するようにしています。 市外業者も参加する案件では、最低制限価格を設けないと価格競争になって競争力の弱い市内業者は落札できる可能性が低くなります。 1万6千世帯への配水に影響を及ぼします。 通常の工事よりは管の口径がかなり大きく、難しい工事です。

質 問	回 答
<p>2-3 抽出案件(生駒市立病院建設工事実施設計及び工事監理業務:一般競争入札:病院建設課発注)について</p> <p>予定価格は2億円あまりですが、積算すればこの金額になるのですか。</p> <p>予定価格は事前公表ですが、誰が積算してもこの予定価格になりますか。</p> <p>極端に低い額での応札は独占禁止法違反にはならないのですか。</p> <p>39. 6%という落札率は安くなったので良いことだと思いますが、そもそも2億円あまりという予定価格自体妥当だったのか疑問は残ります。</p> <p>工事の場合は低い入札額だと不良工事の恐れがあります。設計も低い落札額でも安心・安全であるという説明責任が必要ではないですか。</p> <p>提示した設計書をふまえて業者が積算して応札金額を決めていれば、説明責任を果たしていると言えると思いますが、そのような確認はしていますか。</p> <p>設計の積算の基準となるものは何ですか。</p>	<p>積算して予定価格を算出しました。</p> <p>他市の病院設計の入札でも安い金額で応札している場合もあります。設計は低い落札率になる傾向がありますが、積算は一般的な積算です。</p> <p>独占禁止法違反にはならないです。</p> <p>設計は金額だけでないプロポーザル方式が望ましいと思いますが、基本設計が随意契約で決まっていたので価格競争になりました。</p> <p>本年7月1日以降の公告分から、建設設計等の検査を行うなどの対策を始めました。</p> <p>国土交通省の告示の数値を使用しています。</p>
<p>2-4 抽出案件(生駒テック線(喜里池橋)橋梁補修・補強工事:一般競争入札:土木課発注)について</p> <p>入札価格の低い業者が落札者となって良かったと思いますが、安全管理提案の点数が低い業者なので指導等はしましたか。</p> <p>他に良い提案があったということも言わないのですか。</p> <p>高い入札価格を示した業者が落札する可能性がありますか。</p> <p>入札額が高い業者でも落札できなければ、ただの価格競争であり、技術評価点が正当に評価されないと何のための総合評価方式かということになるので、そこに配慮して下さい。</p>	<p>標準的な安全管理は仕様書で担保しています。さらなる安全管理の提案がなかっただけです。</p> <p>言わないです。やりなさいと言えば別に費用が発生してしまいます。</p> <p>点数がもっと高いか、入札額をもう少し低くすれば可能性はあります。</p>

質 問	回 答
<p>2-5 抽出案件(中部送水ポンプ3号他電動弁修繕工事:随意契約:水道局浄水場発注)について</p> <p>今後も随意契約を締結した業者を利用するということですか。</p> <p>見積徴取に際して、他者の協力は得られたのですか。</p> <p>結果として、契約業者には値引きしてもらえたのですか。</p>	<p>当初は入札する予定でしたが、以前に指名や一般競争入札をしても競争性のない入札になっていました。契約業者以外で施工できるところがあるのか検討した結果、落札業者と価格交渉して随意契約の方が生駒市としてもメリットがあり説明責任も果たせるということで随意契約しました。</p> <p>参考として徴取しましたが、他社は技術力がないので結果として契約業者を下請けとして使うことになるので高い見積額になっています。</p> <p>プラントの工事の発注を入札で行うか随意契約するかの判断は難しいのですが、今後も個々の事例でどちらがメリットあるのかを考えていきたいと思えます。</p> <p>価格交渉し値引きしてもらいました。</p>
<p>3 指名停止措置の運用状況について</p>	<p>平成22年12月1日から平成23年5月31日までの指名停止措置を行った状況について報告しました。</p>
<p>4 平成23年度生駒市入札制度改革について</p> <p>電子入札の適用範囲拡大について、電子入札に対応できない業者がいるのではないですか。そういう意見は出ていませんか。</p> <p>電子入札にすぐに対応できない業者でも応札できるよう担保はとっているということであれば良いと思います。</p>	<p>(1)電子入札の適用範囲拡大 (2)プロポーザル方式の実施に関するガイドライン及び土地鑑定評価依頼要領の制定 (3)随意契約ガイドラインの改正 (4)物品・業務委託入札等心得書の制定 (5)建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要領及び電子入札運用基準の改正 (6)建設工事等入札参加者指名停止措置要領の改正 (7)建設工事に係る設計業務等の検査について</p> <p>上記の電子入札の適用範囲拡大等7項目について、事務局から説明を行いました。</p> <p>意見は直接は出ていませんが、電子入札の説明会時には、電子入札に対応するためのパソコンやICカードへの投資など負担が増えるとの声はありました。とりあえずの対応策として、紙入札もできる経過措置を考えています。</p>

質 問	回 答
<p>5 生駒市立病院建設工事実施設計及び工事監理業務の入札及び契約について</p> <p>(株)新都計画は従業員が30名ではないのに、30名以上と申請したのですか。</p> <p>告訴しているのですか。</p> <p>なぜ告訴するのですか。</p> <p>業者の単純ミスではないのですか。</p>	<p>平成23年2月7日に行った生駒市立病院建設工事実施設計及び工事監理業務の入札で落札者と決定した(株)新都計画が、当初から入札参加資格を満たしていなかったことが判明したので入札を無効とし、契約を解除しました。また、対応策として平成23年4月1日以降の入札案件については、最低制限価格の設定の有無に関わらず、応札者全者に対し入札前に等級を確認できる疎明資料を求める措置を講じたことを説明しました。</p> <p>従業員募集をしているホームページを見たところ30名に満たなかったので確認したところ、30名以下と判明しました。</p> <p>現在、準備中です。</p> <p>公正な入札を妨害されましたので、その行為に対して刑事罰を求めるためです。また、契約書の条項に基づいて損害賠償請求もいたします。</p> <p>基本設計を随意契約で請け負った業者なので、実施設計は一般競争入札で行うということも分かっていました。発注する予定のランクに入れるように故意に人数を多く申請したのだと思います。</p>
<p>6 その他について</p> <p>各委員は8月14日までに報告書の内容を検討して、事務局へ連絡することとします。事務局で各意見を取りまとめて、次回の入札監視委員会で検討したいと思います。</p> <p>また、報告書がまとめれば市長に直接報告してもよいと思う。次回の議題が全て終わらなければ9月に委員会を開催してもよいのではないですか。</p>	<p>生駒市入札監視委員会報告書について、原案を提示し内容の検討を依頼しました。</p>
<p>7 案件抽出委員(当番委員)の指名について</p>	<p>運営要領第3条第1項第1号に基づき、松山委員に決定しました。</p>
<p>8 次回開催日について</p>	<p>次回の開催は、意見具申会議として平成23年8月23日に開催することに決定しました。</p>

平成23年度 第 12 回 生駒市入札監視委員会議事概要書

<p>開催日及び場所</p>	<p>平成23年8月23日(火) 生駒市役所 4階 401会議室</p>	
<p>出席委員等</p>	<p>委員長 森 裕之 委員長代理 豊永 泰雄 委員 松山 治幸</p>	
	<p>事務局</p>	<p>今井企画財政部長・堀内契約検査課長・上村契約検査課長補佐・中谷検査係長・西田契約係長・大西(契約係)・烏頭尾(契約係)</p>
<p>審議対象期間</p>		
<p>抽出案件</p>		
<p>一般競争入札</p>		
<p>指名競争入札</p>		
<p>随意契約</p>		
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
	<p>別紙のとおり</p>	
<p>委員会による意見具申又は勧告の内容</p>		

質 問	回 答
<p>1 生駒市入札監視委員会報告書について</p> <p>平成19年2月に出た「生駒市の入札制度改革に対する提言書」との連携はどうなりますか。構成上、提言の続きとして書いた方が初めて読む方にも分かりやすいと思います。</p> <p>こういう報告書をまとめるのは良い事だと思います。提言との連携は私も必要だと考えます。生駒市の入札改革は進んでいるが、まだまだ課題もあるのでそれは記しておくべきだと思う。</p> <p>提言から3年間の間でどう成果を出したかを、外部の人が見た時にわかりやすいようにすべきだと思います。</p> <p>入札監視委員会として初めて出す報告書なので、入札制度改革の変遷をわかりやすくまとめたい。</p> <p>随意契約(委託契約)の検討についてはどこに記載していますか。</p> <p>基本的には市民から見た連続性は必要だが、監視委員会の役割は別にあると考えます。どこまで連携させるのかは難しいと思います。「はじめに」の中に、以前の提言書のエッセンスを少し入れたらどうですか。その方が読む人にもわかってもらいやすいし、連続性も担保されると思います。</p> <p>随意契約のあり方に関する提言の制定をどこに記載した方がいいのではないですか。</p> <p>入札改革については記載できるものは全て書いた方がいいのではないですか。</p> <p>行政と議会(100条委員会の報告)が一緒になって入札制度改革を行っているというのが見える形の方が良いのではないですか。</p> <p>委員長に総括してもらってはどうですか。</p> <p>気象変動型最低制限価格制度などの入札改革の成果をもっと自己評価して、アピールしてもよいと思います。</p>	<p>生駒市入札監視委員会報告書について、森委員長の意見を反映した原案を提示し内容の検討を依頼しました。</p> <p>あくまでも入札監視委員会としての報告書です。提言は市全体の問題が含まれており、我々が携わっていない部分があるので入札監視委員会ができた経緯を「はじめに」に書いています。前回の監視委員会で成果と課題をあげてほしいという意見があったので、後段にまとめています。</p> <p>入札監視委員会は工事関係の随意契約については検証の対象となっていますが、委託業務については対象となっていません。</p> <p>今日までの入札改革の変遷を入れていくイメージでよろしいですか。</p> <p>資料の月別改革状況に記載します。</p> <p>可能な限り記載します。</p> <p>一度、案を作りますので確認していただくということでもよろしいでしょうか。</p> <p>委員長に案を作ってください、訂正した分をあわせて報告書案を作成するというごをお願いします。</p>

質 問	回 答
<p>入札監視委員会を所管している担当部局を明記してください。</p> <p>2 予定価格等の事後公表について</p> <p>予定価格事後公表の率が20%未満という団体もあるが、事前公表しか行っていないところはここに含まれるのですか。</p> <p>ある市民オンブズマンは事前公表しているほうが透明性が高いとして推奨していたが、最近傾向が変わってきたのではないのでしょうか。事前公表は談合がしやすいのではないですか。</p> <p>100%は明らかに高すぎて異常だと思います。事後公表のメリットに落札率低下とあるのになぜですか。</p> <p>業者が積算した結果だとしても高すぎるのではないですか。</p> <p>事後公表にすれば落札率は上がる可能性が高いと思いますが、上がり幅がどの程度で止まるのが気になります。</p> <p>事前公表のほうが談合しやすいと思いますが、データを見ると逆の傾向が出ている。</p> <p>予定価格が漏えいしている可能性があり、こういうところは事前でも事後でも落札率は変わらないように思います。</p> <p>類似団体の中では生駒市の落札率は低い方です。以前は高かったが入札制度改革で下がっていききました。まだまだ落札率の高い団体もあるが、事後公表は最低制限価格に誘導されることがないため、適正な価格になるという見方もできると思います。積算能力の向上、くじ引きの減少などの事後公表のメリットがあるので、予定価格の事後公表を導入する方向へ動いてはどうですか。以前から問題となっている業者からの働きかけについての対応ももちろん考えるべきだとは思いますが。</p> <p>試行してみるべきだと思いますが、入札不調が増加しているのは気になります。原因な何なのですか。</p>	<p>記載します。</p> <p>「建設工事の入札における予定価格等の事後公表に関する調査報告書」について、調査方法・調査結果について説明しました。</p> <p>事後公表を行っていない団体はアンケートの対象にしておりません。</p> <p>別紙資料での事後公表を行っている団体の平均落札率が異常な高率となっている。全案件の落札率を調べた中には100%というものもありました。</p> <p>以前から高い落札率だったのかもしれませんが。</p> <p>国の指導としてはダンピング防止のために事後公表を推奨しています。その結果として落札率が上がる可能性はあります。</p> <p>どの市も同じですが事前公表のほうが最低制限価格付近に応札が集中するので、落札率は低下傾向にあります。</p> <p>事前公表していないので予定価格以上の積算をしての応札の結果だと思われます。高落札率での落札も増加する可能性が高くなります。</p>

質 問	回 答
<p>制度を頻繁に変更することも難しいですか。</p>	<p>他市では事後公表にした後、再び事前公表に戻したところもあります。</p>
<p>予定価格以上の実績を参加要件にしている事後公表にすると提出が困難というのがありますが、これは生駒市も同じことが言えるのではないですか。</p>	<p>本市では予定価格の半分の施工実績を求めています、その金額がわからなくなります。</p>
<p>予定価格を事前公表し、最低制限価格を撤廃するのはどうですか。</p>	<p>最低制限価格の撤廃についてはダンピング対策の問題もあり難しいです。市外業者への発注で金額の大きい案件については影響が少ないと思われるので、そういう場合は撤廃してもいいとは思いますが。市内業者で行うと価格競争になり業者が疲弊することになってしまいます。</p>
<p>予定価格を事前公表し、最低制限価格を事後公表にするのはどうですか。予定価格が事前に分かれば、最低制限価格の推察が可能なのであまり生駒市にとってメリットがないように思いますが。</p>	<p>高性能な積算ソフトを使えば、予定価格から最低制限価格に近い価格を計算することは可能です。もし最低制限価格と同じ入札があった場合、情報漏えいの疑惑を持たれてしまいます。気象変動型を用いれば防げるかも知れませんが。</p> <p>また、工事担当職員は現場で業者と会話する状況があるので、職員が現場へ向かうのを避ける可能性が出てきます。そうすると工事管理にも影響がでます。</p>
<p>工事担当職員が予定価格を知らずにいる方法はないですか。</p>	<p>不可能です。1つの設計書につき検算等で約30名が目を通します。さらに設計した職員が現場へ出向くため、誰も価格がわからない状態にするというのは難しいです。</p> <p>方法としては歩切りを行えば、現場の職員がわからないという状況を作ることができます。しかし、歩切りは国からやめるようにと通知が出ています。</p>
<p>確かに歩切りは適した方法ではないと思います。</p>	<p>設計は職員のほかに設計会社に依頼することもあり、業界側から漏れる可能性もあります。最近1ヶ月の間にも数件漏えいの記事が出ています。一度、事後公表にして事前公表に戻した成田市などの例もあります。</p>
<p>ただ、制度としては事後のほうがやはりいいと思います。抽選もなくなり、最低制限価格を変動させる必要もなくなるかも知れません。全面実施でなく、例えば金額によって試行してみてもどうですか。</p>	<p>横浜市などは1～2年試行を行って検証しています。</p>
<p>国交省からの指導もあるので検討しないわけにもいかないと思います。生駒市としての導入のメリットはダンピング防止や積算能力の向上を目指すということでしょうか。</p>	<p>事後審査のときに、詳細な内訳書を求めたケースが5件あります。5件を精査しましたが積算をせずに入札している業者は見受けられませんでした。</p>
<p>事後公表にする目的は既に達成されているということですか。</p>	<p>少なくとも予定価格だけを見て応札しているような業者はいませんでした。</p>

質 問	回 答
<p>予算書に記載している金額と予定価格の関係はありますか。</p>	<p>近似値ですがイコールではありません。ただ、ある程度の予想はできてしまいます。</p>
<p>現在、事後公表にするべき理由があまりないのではないですか。積算もしっかり行われているようであり、下止まりの談合があるとも考えにくいです。生駒市の場合、事後公表にするべき誘因が低いと思います。しかし事後公表は入札の基本であり、線引きは持っていたとしても事前に知らせることはないのではないですか。</p>	
<p>とりあえず試行して様子を見てはどうですか。</p>	<p>最低制限価格の撤廃について、最初は予定価格1億5000万円以上の市外業者発注であれば試行することは可能だと思います。</p>
<p>市外業者発注の件数はどの程度ですか。</p>	<p>3000万円以上の舗装工事であれば年間2、3件あります。1億5000万円以上の建築工事は年間数件あります。</p>
<p>くじ引きは何件ぐらいありますか。</p>	<p>ほとんどありません。年に1、2回ぐらいです。</p>
<p>落札率が低く、くじ引きも少ない。そして業者の積算も認められることから事後公表をする積極的な理由は見当たりません。ただ、国の方針もあり入札制度の原則からも事後公表が妥当であると考えます。今後の案として、現状維持のままチェックをしていくか、やりやすいところから事後公表を試行して結果を検証して下さい。提言の基本的な考え方として、公共工事が減少していき、その中できちんと積算して良い仕事をする業者に落札してもらいたいというのがあります。そういう業者が落札できるためには、出来る限り当たりくじのような入札者は排除したい。今回の調査では積算している業者ばかりでしたが、全てそうだとは限らない。提言の考え方に沿った体制のために、まずは事後公表を試行してみてもいいと思います。試行するという方向で事務局に案を作ってもらいたい。どうしても委員と事務局側でギャップがあるが、今回の検証結果で1歩前進したと思います。事後公表をすぐに実施しなければならぬ必然性については我々も思いません。</p>	<p>次回の委員会で案を提示するので議論していただくということをお願いします。</p>
<p>3 次回開催日について</p>	<p>次回の開催は、臨時会議として平成23年10月上旬に開催することに決定しました。</p>

平成23年度 第 13 回 生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成23年10月11日(火) 生駒市役所 4階 401・402会議室	
出席委員等	委員長 森 裕之 委員長代理 豊永 泰雄 委員 松山 治幸	
	事務局	今井企画財政部長・堀内契約検査課長・上村契約検査課長補佐・中谷検査係長・西田契約係長・大西(契約係)・堀口(契約係)
審議対象期間		
抽出案件		
一般競争入札		
指名競争入札		
随意契約		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申又は勧告の内容		

質 問	回 答
1 委嘱状の交付について	各委員に生駒市入札監視委員として委嘱状(任期:平成23年10月1日から平成25年9月30日まで)を交付しました。
2 委員長及び委員長代理の選任について	生駒市入札監視委員会設置要綱第4条第2項により委員の互選が諮られました。森委員を委員長に推薦する旨の意見があり、各委員が同意し、森委員が委員長として選任されました。また、森委員長の指名により豊永委員が委員長代理として選任されました。
3 生駒市入札監視委員会報告書の提出について (委員長) 平成19年度に設置された生駒市入札監視委員会の4年間の審議内容と今後の課題を集大成としてまとめました。奈良県内でも初めてのことで重要なものと考えています。今後またゆみのない入札制度改革を推し進めてもらいたいと考えています。生駒市は先行自治体が取組めないことを果敢に取り組んできましたので、他の自治体にとっても様々な取り組みの参考になればよいと思います。	入札監視委員から市長に報告書の提出がありました。 (市長) 5年前に市長に就任してから、まず取り組まなければならないと感じたのが入札制度改革でした。就任以前は指名競争入札が主流で落札率も高かったが、入札制度を変えていくことで生駒市政に堆積していたものも変えていくことができたと思います。この5年間、監視委員会の委員の皆さんを始め、有識者の方々や市職員もがんばってくれたと思います。私自身も整理になりますし、他の自治体も参考になるのではないかと思います。入札制度に完璧なものはないですが、完璧に少しでも近づけるよう努力してまいりたいと思います。
4 予定価格等の事後公表について (1)建設工事等の入札に伴う「事後審査に係る積算内訳書」の確認について(報告) 総合評価落札方式の場合で、入札額が高くて落札者になったケースは過去にありましたか。 それは設計の内容や品質がいいので、入札額が高くて落札者になったということですか。技術点の差が価格の差と同程度になっていますか。 (2)予定価格及び最低制限(基準)価格を事前公表から事後公表に移行することについて(案)	事務局より事後審査の際に提出を求めている積算内訳書の確認状況について説明を行いました。 平成23年度に確認を行った2件について、積算を検証した結果、業者自らが積算した内容であるとの報告を行いました。 技術点により入札額が高くて落札者になったのは2件あります。20年度に1回、23年度に1回ありました。 市の工事監査(外部)でも良い評価をいただいています。2件目については現在工事中のためこれからの評価になります。 事務局より予定価格の事後公表への移行に際しての問題点を提示し、それを解消すべく案として、①予定価格1億5千万以上は事後公表とする ②予定価格は事前公表とし最低制限価格を撤廃する の2案を提示しました。

質 問	回 答
<p>1億5千万円以上の工事は年間にどれぐらいありますか。</p>	<p>1年度で3～4件です。年度によってばらつきがありますので、1億5千万円以下でも選定委員会です承されれば事後公表の案件とすることはできます。</p>
<p>各市町村の実態を踏まえて、事後公表に対する国の方針は変わってきたのですか。</p>	<p>予定価格については、事後公表をすることについて明らかにデメリットがあるのなら事前公表をしてもよいと考えています。また、最低制限価格はいままでどおり事後公表となっています。</p>
<p>2,000～3,000万円の予定価格でも社会実験として事後公表で入札をしてみてもいいですか。</p>	<p>問題点のひとつとして情報公開に関して疑問が出てきたため担当に確認しましたが、市のスタンスとして情報は原則公開しています。急に非公開になるのは困るということで、たとえ試行でも予定価格を公表しないなら情報公開の諮問審議会に諮るべきと言われていました。</p>
<p>情報公開の意味を拡大解釈しているのではないのでしょうか。入札制度を運用する上での措置であって、秘匿するわけではないので問題ないと思います。</p>	<p>他の自治体でも今まで公開していたのを公開しないようになると、苦情の申し立てがあって判断が難しいので議論しておいた方がいいと言われました。</p>
<p>市民からの苦情があるとか法制度上問題があるなら別だが、制度を運用する上で必要な措置の結果として公表しないだけなので何も問題ないと思います。情報公開の問題点が事後公表を妨げる大きな要因になるとは思えません。</p>	<p>市議会への対応も詳細な内容に踏み込めなくなり、説明できなくなる可能性があります。議会では費用対効果について質問があり、詳細な説明が求められます。</p>
<p>市の予算書に予定価格などは掲載されていますか。</p>	<p>単独の工事であれば、予算額として予定価格に近い数字が掲載されています。</p> <p>あと、他の自治体で、予算を担当する部局が予算額は教えてもよいが、設計部局が設計額を推測できる数字を教えることは情報の漏えいになるということで事件がありました。その為、生駒市も予定価格の事前公表に切り替えた経緯があります。</p>
<p>市側の事情と外から(市民から)の目線は分けて考えるべきだと思います。市職員が予定価格を漏らしてしまうことを心配しているのですか。</p>	<p>予算担当課が予算額を言うことと、設計担当課が設計額を言うことの重みが違うのが心配です。</p> <p>あくまで予算額といっても、予定価格に近い時が心配です。</p>
<p>予算額は予算額として答えればいいのではないのですか。</p>	<p>（この質問に対する回答は上記の回答に含まれています）</p>

質 問	回 答
<p>市議会の議事録でも記録が残るので、個別の予算額等を詳細に聞くなどの不自然な聞き方はしないと思います。</p> <p>予算額と予定価格は違うものであるし、入札情報に関わるものは直接答える必要はないと思います。</p> <p>その時に説明できるように制度を整備しておけばいいのではないですか。</p> <p>あと、最低制限価格未滿の応札が続出して高落札率になっている案件などで、応札状況によって高い応札額を排除することはできないのですか。</p> <p>応札業者が一番知りたいのも最低制限価格だと思います。</p> <p>第2案の対象は市外業者ですか。</p> <p>予定価格から最低制限価格は算出されないのですか。</p> <p>第1案の事後公表と第2案の予定価格は事前公表のまま最低制限価格の撤廃とでは大きく違ってくる。今は最低制限価格を設定しているので、そのままでないかと今と比較検討はできないのではないのですか。それに、予定価格を公表したら最低制限価格を公表しているようなものではないでしょうか。</p> <p>1億5千万円以上の案件で試行すると決まっているような話になっていますが、もう少し予定価格の低い案件で試行すべきではないですか。</p>	<p>試行という制度の中で、予算額等を答えられる案件と答えられない案件が出てきます。</p> <p>金額で線引できればいいのですが、情報公開を含めていろいろ問題があるので、第2案を作りました。</p> <p>多くの自治体で最低制限価格の漏えい事件が起きています。ある自治体では、最低制限価格と同額の応札が異常に多いケースもありました。最低制限価格を設定すると、どうしてもそれを探る動きがあるので撤廃するという案も考えました。</p> <p>また、最低制限価格を設定すると、同額の応札が出る可能性がないわけではないので、その時の疑義をどう考えるかという問題も発生します。</p> <p>排除することは制度上できません。また、応札状況で最低制限価格が変動する仕組みだと価格誘導されてしまう可能性があります。</p> <p>いろいろな事案を調べた結果、予定価格を事後公表にすることより、最低制限価格を事後公表にするか撤廃するかの方が大事だと思います。</p> <p>そこで第2案の最低制限価格の撤廃を試行して、問題なければ事後公表に移行したいと考えています。</p> <p>多くは市外業者になります。それであれば1億5千万円未滿の案件でも情報公開などをあまり気にしなくてもよくなります。</p> <p>ある程度は算出されます。</p> <p>予定価格1億5千万円以上の案件は事業として大きいので、先延ばして2度目というわけにはいかなくなります。最低制限価格を設定すると不調の可能性も考えられます。</p>

質 問	回 答
<p>最低制限価格の撤廃と予定価格の事後公表は分けて考えるべきだと思います。</p> <p>最低制限価格を設定の有無は急ぐ判断ですか。</p> <p>今までの流れから大きな工事案件については、最低制限価格を設定しないようになるでしょう。金額の大きな案件は優れたノウハウを持っている業者があるかもしれないし、市外業者が多いたるうから撤廃する理由は説明できると思います。</p> <p>試行である以上、金額の小さな案件から始めて、大きな案件に拡げて適用していけばいいのではないのでしょうか。最低制限価格を撤廃する話しは事後公表と別に考えるべきだと思います。</p> <p>第2案は委員の中でも意見が分かれていますので次回以降で審議します。</p> <p>不調の影響が少なく、ある程度の予定価格の案件で抽出して下さい。ネガティブな意見ではなく、担当課としてこれならできるというポジティブな案を出して下さい。事前公表が良いということを証明させるためにも事後公表の試行を行いたいと考えています。</p> <p>5 監督・検査について</p> <p>検査マニュアルなどはあるのですか。</p> <p>検査報告書・調書などは公文書として残りますか。</p> <p>6 次回開催日について</p>	<p>今後、病院建設などの予定価格の大きい案件が出た時に、最低制限価格を設定しているかどうかで落札金額が大きく変わってくる可能性もあります。</p> <p>次回、1億5千万円未満の案件で事後公表できるものがあるのか検討してみます。</p> <p>委員から建設工事の監督および検査の方法について説明を求められたので、事務局より説明しました。</p> <p>あります。ほぼ全ての現場でマニュアルに沿って検査しています。</p> <p>写真なども含めて成績評定という形で残ります。</p> <p>次回の開催は、定例会議として平成24年1月24日に開催することに決定しました。</p>

平成23年度 第 14 回 生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成24年1月24日(火) 生駒市役所 4階 403・404会議室		
出席委員等	委員長 森 裕之		
	委員長代理 豊永 泰雄		
	委員 松山 治幸		
	事務局	今井企画財政部長・堀内契約検査課長・上村契約検査課長補佐・中谷検査係長・西田契約係長・大西(契約係)・烏頭尾(契約係)	
	抽出案件 説明 担当課	教育総務課	吉岡課長補佐・村田
下水道推進課		北岡課長・岡村係長	
水道局工務課		西岳係長	
生涯学習課		錦係長	
浄水場		穴井場長・古林主査	
審議対象期間	平成23年6月1日 ~ 平成23年11月30日		
抽出案件	総件数	4件	(備考)
一般競争入札		3件	期間内入札等件数 一般競争入札 96件 指名競争入札 0件 随意契約 5件
指名競争入札		0件	
随意契約		1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答	
	別紙のとおり		
委員会による意見具申又は勧告の内容			

質 問	回 答
<p>1 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について</p>	<p>平成23年6月1日から平成23年11月30日までに執行された各方式別の状況について報告をしました。</p>
<p>2 抽出案件の参加資格設定理由及び業者の選定理由について</p>	<p>各抽出案件について、各担当課から工事(業務)概要を説明し、一般競争入札における参加資格設定理由及び選定理由を事務局から説明しました。また、随意契約分については、担当課から工事(業務)の概要及び随意契約理由を説明しました。</p>
<p>2-1 抽出案件(生駒東小学校耐震補強工事:一般競争入札:教育総務課発注)について</p>	
<p>屋内のIS値(※建物の耐震性を示す指標。数値が大きいほど耐震性が高い)が低いようですが、当時の建築に問題はありませんでしたか。</p>	<p>建築基準法は昭和56年6月に改正され基準が変わりましたが、建築当時の基準は満たしていました。</p>
<p>建築当時のIS値が0.5以下では低すぎるのではないですか。</p>	<p>建築当時、どのような基準にするかということは把握しておりません。</p>
<p>昭和56年以前の建物はIS値が低いのですか。当時からIS値を高くして施工していればよかったですのではないのでしょうか。</p>	<p>ひとつふたつはIS値の高い建物もありますが、ほとんどは当時の基準により建てられています。</p>
<p>気象変動により10者中8者が最低制限価格未満になったのですか。</p>	<p>最低制限価格が基準価格より上になったため、8者が最低制限価格未満になりました。</p>
<p>最低制限価格以上の応札が、高い応札率であってもそこで決まってしまうということですか。</p>	<p>後ほどの議題にもありますが予定価格以下であれば有効であり、そういうケースもまれに出てきます。</p>
<p>2-2 抽出案件(生駒市流域関連公共下水道生駒台271号線工事及び水道管移設工事:一般競争入札:下水道推進課発注)について</p>	
<p>ほとんどの応札が最低制限価格未満なので1者しか残らなかったのですか。</p>	<p>たまたま応札のほとんどが最低制限基準価格の少し上だったので、このような結果になりました。</p>
<p>公共下水道を新たに作ったということですか。</p>	<p>新たな布設工事です。生駒市は普及率が58.9%という状況です。</p>
<p>水道管工事も合わせてということですか。</p>	<p>効率よく施工するため合わせての工事です。</p>
<p>2-3 抽出案件((仮称)郷土資料館改修工事実施設計業務:一般競争入札:生涯学習課発注)について 応札が3者しかない上に、1者が無効になっているのは実績がなかったからですか。</p>	<p>有形登録文化財に登録されている建築物の改修設計のため、官民・元請下請を問わず同等の実績を求めました。当初の落札候補者は建築物の実績ではなかつたため無効となりました。</p>

質 問	回 答
<p>最低制限価格は設けなかったのですか。</p>	<p>4者以下のため、業務委託の最低制限価格要領の規定に基づき設けませんでした。</p>
<p>2-4 抽出案件(ひかりが丘配水場電気設備改良工事:随意契約:水道局浄水場発注)について</p>	
<p>製造メーカーでないとな業務は行えないのですか。</p>	<p>事前に担当課からも相談を受けました。見積りを出せる業者もありましたが、部品は汎用品でなくメーカー品しか使えないとのことですので、それならば直接メーカーと交渉した方が安くでき、現場に精通しているという随意契約の理由もありましたので契約しました。</p>
<p>3 公園街路樹維持管理業務の入札状況について</p>	<p>平成18年度からの入札状況、落札率・応札率の推移、業者別の契約金額を報告しました。</p>
<p>落札率が下がっているのをみると制度改革の成果が現れていて、5年前は落札率も高く応札数も少ないのがかなり改善されたと思います。</p>	
<p>気象の数値で最低制限価格は変動するのですか。</p>	<p>工事と同じく気象の数値で変動します。</p>
<p>実際に1ブロックで1千万円近くかかる業務なのですか。</p>	<p>1年を通してなのでそれぐらいになります。落札率は80%をきっているの以下限に近いと思われます。</p>
<p>シルバー人材センターも剪定業務などをしていてと思いますが委託はできないのですか。</p>	<p>1年間を通じての業務になりますし、危険を伴い専門的な仕事なので実際にはできないと思われます。</p>
<p>生駒市との契約で得られる収入が売上にしめる割合はどれぐらいですか。</p>	<p>業者の売上は把握しておりませんが、機会があれば聞いてみます。</p>
<p>ブロック分けの根拠は何ですか。</p>	<p>ほぼ地域ごとで分かれています。</p>
<p>ブロックをまとめて発注することはできないのですか。</p>	<p>小規模の業者が多いので広範囲になると自社ですべてできなくなります。</p>
<p>4 指名停止措置の運用状況について</p>	<p>平成23年6月1日から平成23年11月30日までの指名停止措置を行った状況について報告しました。</p>
<p>5 予定価格等の事後公表の試行について</p>	
<p>試行の開始時期はいつ頃からですか。</p>	<p>庁内の部長級の会議に諮り、市長決裁後になるので7月以降を予定しています。</p>
<p>数件の見込みとのことですが、具体的には何件ぐらいを予定していますか。</p>	<p>平成24年度の予定(発注見込み)が決まっていますので、把握できていません。少なくとも2~3件は考えています。</p>

質 問	回 答
<p>試行だとしても検証できるだけの入札数はしてください。</p> <p>生駒市の入札はやはり市内業者が中心なので、検証する意味で土木一式工事なども事後公表で試してみてもどうですか。</p> <p>事後公表を行う方向であれば多少時間がかかっても良いと思います。</p> <p>国からの指導などはないのですか。</p> <p>工事と業務で最低制限価格の決定方法が違うのはどうしてですか。</p> <p>業務に工事の気象変動型は使えないのですか。</p> <p>事務局からの提案どおり、24年度から試行してください。また、できるだけ試行の数を多くしてください。</p>	<p>市外業者中心の職種から試行して検証した後、次の課題としたいと思っています。制度の改革に関することなので慎重に行いたいと考えています。</p> <p>ありません。奈良県も事前公表ですし、近畿地方整備局と会議をする機会がありましたが、まだまだ事前公表の自治体が多いとのこと。</p> <p>どちらも変動型を採用していますが、工事系は気象の数値で変動し、業務系は応札価格と応札数で変動します。工事は材料費が主になり、業務は人件費が主という違いがあります。</p> <p>最低制限基準価格の算出が困難なので使えません。</p>
<p>6 その他について</p> <p>1者だけの場合は無効にするなどの条件を付けてみればどうですか。</p> <p>制度上起こり得るとしてもまれなケースであり、最も高い応札をした業者が落札してもきちんと積算していることが説明できれば、市民にも納得してもらえそうです。</p> <p>より良い入札制度になるよう、今後も情報収集してください。</p>	<p>①平成24年度から暴力団排除条例が施行される予定なので、競争入札参加資格登録申請書に暴力団でない旨の誓約書を添付させ、暴力団排除を強化していくことの説明をしました。</p> <p>②変動型の最低制限価格制度により1者以外が最低制限価格未満となったケースの報告をしました。</p> <p>変動型の最低制限価格制度を設けている限りは起こり得ます。ただ、市民目線では安い業者がいるのにおかしいのではと思われるかもしれません。</p> <p>予定価格以下で最低制限価格未満でなければ法律上問題がないので条件は付けられません。条件を付けたとしても、それを利用して不正をしようとする動きが発生するかもしれません。</p> <p>他市の事例も調査しましたが、変動型を用いているところであれば起こっている制度です。</p> <p>全体として落札率も下がってきています。その中で起こるまれなケースです。</p>

質 問	回 答
7 案件抽出委員(当番委員)の指名について 8 次回開催日について	運営要領第3条第1項第1号に基づき、森委員長に決定しました。 次回の開催は、定例会議として平成24年7月に開催することに決定しました。